

第2期大潟村総合村づくり計画

後期基本計画

秋田県 大潟村
令和4年3月

〔目 次〕

第1章 総 論	1
第1節 後期基本計画の策定にあたって	1
1 計画策定の目的	1
2 総合村づくり計画の構成・計画期間・役割	2
3 基本構想の概要	4
4 計画の施策体系	6
第2節 大潟村を取り巻く状況	7
1 時代潮流	7
2 村づくりへの村民意識	10
3 人口推移の検証	14
第2章 後期基本計画	15
基本目標1 地域の特徴を活かし、先端技術による産業（農業）や仕事を創る村	15
施策1-1 しなやかで強く、競争力のある農業の確立	15
施策1-2 農業生産基盤の整備と更新、農村環境の保全	19
施策1-3 商工業の振興と 新産業・仕事・雇用の創出	21
施策1-4 地域資源を活用した観光振興と特產品販売	24
基本目標2 地域で子どもを育て、開拓者精神を受け継ぎながら地域内外と交流し成長する村	27
施策2-1 安心して子どもを産み育てられる環境の構築	27
施策2-2 夢と希望を持ち、可能性に挑戦する ひとを育む教育の推進	31
施策2-3 地域を担う人を育む生涯学習の充実	34
施策2-4 健康とコミュニティを育む生涯スポーツの充実	37
施策2-5 干拓博物館の多面的活用と効率的運営	40
施策2-6 国際交流の推進	43
基本目標3 一人ひとりが生きがいを持ち、共に支え合いながら元気で健康に過ごす村	45
施策3-1 健康づくりの推進	45
施策3-2 地域福祉の充実と地域包括ケアシステムの構築	49
施策3-3 高齢者福祉の充実	53
施策3-4 障がい者（児）福祉の充実	56

基本目標 4 地域の絆を大切にし、世代間交流が活発で楽しく暮らす村	59
施策 4-1 自治会活動、ボランティア団体などへの支援	59
施策 4-2 村での暮らしの充実を支援	61
施策 4-3 移住・定住の促進	63
施策 4-4 出会い・結婚の希望をかなえる仕組みづくり	66
基本目標 5 大潟村特有の自然を大切にし、資源を有効活用して自然と人間が共生する村	68
施策 5-1 環境保全の推進	68
施策 5-2 地球温暖化対策の普及・啓発	71
施策 5-3 循環型社会への取り組み	74
施策 5-4 環境美化と環境衛生の推進	76
施策 5-5 八郎湖の水質改善	78
基本目標 6 災害に強く、安全で安心して暮らす村	80
施策 6-1 災害に備えた村づくり	80
施策 6-2 安全・安心な暮らしの確保	82
施策 6-3 住民生活を支えるインフラ整備	84
施策 6-4 ICT を活用した情報配信の促進	87
施策 6-5 地域のニーズに即した公共交通の確立	89
基本目標 7 村民と行政が協働で、将来を見据えた村づくりと行財政改革を推進する村	91
施策 7-1 協働意識の醸成と住民参加の機会充実	91
施策 7-2 職員の能力向上・部署間の連携	93
施策 7-3 将来を見据えた行財政改革	96
施策 7-4 行政と地域をつなぐ広報・広聴の強化	100
施策 7-5 人権意識の醸成	102
施策 7-6 高等教育機関、研究機関との連携による地域課題解決	104

第1章 総論

第1節 後期基本計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

大潟村では、長期的展望を持つ計画的・効率的な行政運営の指針として、今後目指すべき将来像を「住み継がれる元気な大潟村 - 未来の子どもたちのために - 」とし、令和7年度を目標年次とする基本構想を定め、その達成のために取り組む施策の体系と執行体制を明確にした第2期大潟村総合村づくり計画（以下「第2期総合村づくり計画」とする）を策定し、各種施策や事業を推進しています。

策定後も、少子高齢化の進展による人口減少や、それに伴う経済規模の縮小、地域活力の低下、新しい生活様式への転換など、村を取り巻く情勢は目まぐるしく変化し、社会経済環境をはじめ、様々な分野に様々な影響を及ぼしています。

また、地方分権の推進により、地方公共団体の果たす役割への期待と村民との協働に対する重要性が増すとともに、行財政運営の再構築が求められる状況にあります。

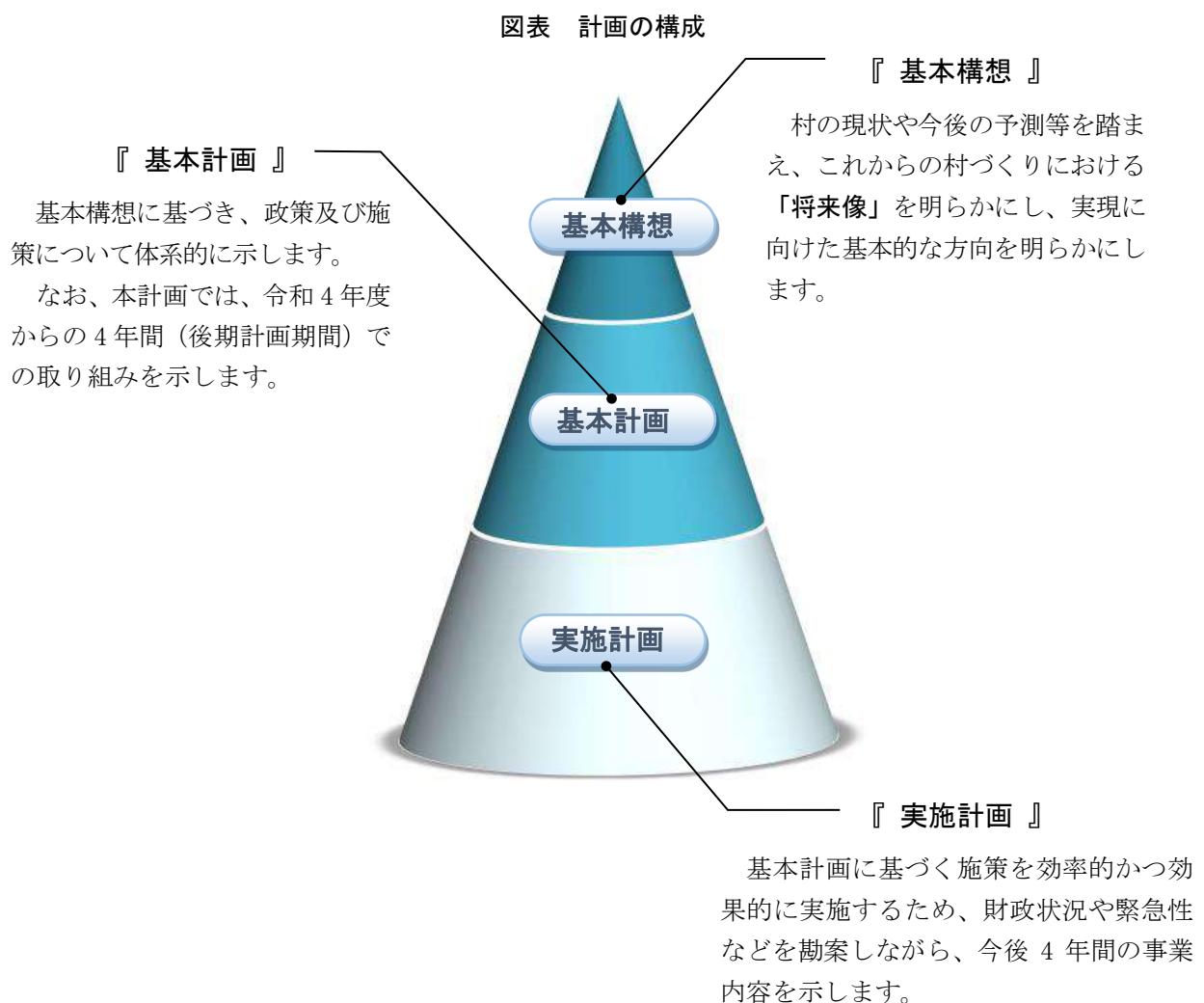
前期基本計画の計画年度が令和3年度で終了することを機に、第2期総合村づくり計画の目標達成に向けてその進捗状況や実績を検証するとともに、村民と行政が連携、協働して地域資源を活かし、大潟村の活力や魅力を高めていく、令和4年度から令和7年度までを計画期間とする後期基本計画を策定しました。

2 総合村づくり計画の構成・計画期間・役割

(1) 計画の構成

第2期総合村づくり計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成します。

各計画の役割及び計画期間は、次のとおりです。



(2) 計画期間

基本構想及び基本計画の計画期間は以下のとおりです。

[基本構想] 平成30年度～令和7年度

[基本計画] 前期 平成30年度～令和3年度
後期 令和4年度～令和7年度

(3) 計画の役割

① 村民参画で策定する村づくりの共通目標

村民へのアンケート調査、村民ワークショップ等、策定の過程において村民の参画の機会を設け、多様な意見を寄せていただき、これらの意見を参考に、基本構想に定める将来像「住み継がれる元気な大潟村 - 未来の子どもたちのために -」の実現に向けた施策等を作成しています。

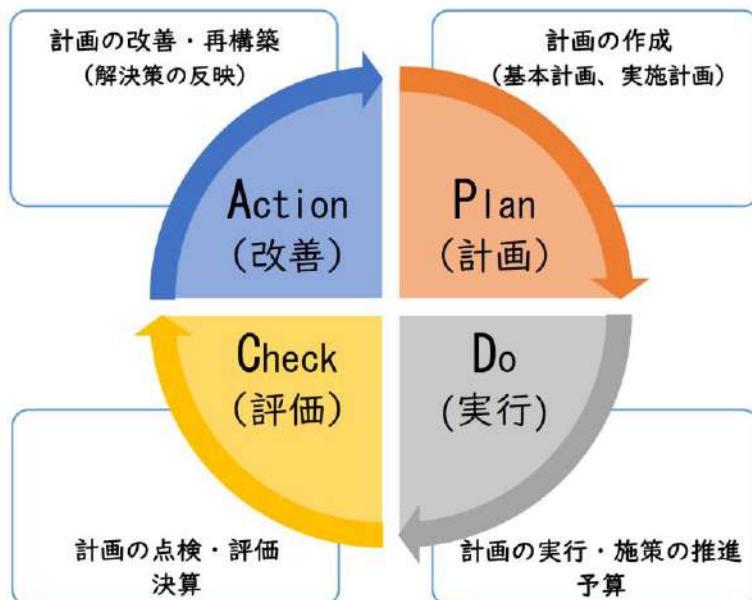
また、村民に対して今後の村づくりの方向性と必要な施策を示し、村民一人ひとりが村づくりに主体的に参画・協働するための共通目標として計画を策定しています。

② これまでの取り組みとの連続性

村民と行政の協働によるまちづくりを進めてきた前期基本計画との連続性に留意しつつ、時代の潮流を認識し、村に及ぼす影響に対応することを重視しています。そして、大潟村の自然や、培ってきた文化、人と人とのふれあいを大切に継承し、将来に向けて計画的な村づくりを進めるための羅針盤となる計画を策定します。

③ 政策の着実な推進

計画を着実に推進していくために、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階からなるPDCAサイクルを実施し、評価・改善を行うことを想定した計画としています。



3 基本構想の概要

第2期総合村づくり計画では、次のとおり目指すべき将来像を掲げ、7つの基本目標からなる8年間の基本構想を定めています。

将来像

住み継がれる元気な大潟村

- 未来の子どもたちのために -

大潟村ではこれまで、全国の様々な地域から入植した人々により、基幹産業としての農業が営まれ、村づくりが行われてきました。また農業への取り組みだけでなく、多様な活動を通じて、文化が育まれ、そして地域内や世代間で支え合い暮らしが営まれてきました。

さらに、長年にわたる環境保全型農業により、豊かな自然と美しい景観が形成されました。これらの地域資源は、他の自治体にはない大潟村だけの特徴であり、魅力です。一方で近年は、村外から多くの人々が村に移住するようになっています。村特有の地域資源を活かしつつ、村民どうしの支え合いにより村づくりを維持し発展させ、未来の子どもたちへ引き継いでいくことが一層求められています。

第2期大潟村総合村づくり計画は、入植から50周年を経た過去に学び、現在を知ることにより、我が国新たなモデル農村として、「住み継がれる」理想の村づくりを目指し、全村民が誇りを持つことができ、幸せを実感できる村づくりを進める計画となっています。

この計画における将来像「住み継がれる元気な大潟村」は、社会・経済環境が変化し価値観が多様化する中においても、今後起こりうる課題に対し、「村民が大切に守っていきたい大潟村の特徴や資源を有効活用すること」「モデル農村構築への道筋、歴史や開拓者精神を受け継ぐこと」「新しい考え方や先端技術も取り入れ、女性や若い世代だけではなく高齢者も能力に応じて活躍できる場を設けること」により、地域が一体となりゆるぎない意志で克服し、次の100周年に向けよりよい状態となるよう、そして今後生まれ来る未来の子どもたちに継承されるよう努力する姿勢を示しているものです。

さらに、世代間の絆を深め、村民が相互に支え合い、助け合いながら、全ての村民が生きがいをもって安心・安全に暮らしていける新しいモデル農村のすがたを提示することも意図しています。

基本構想では、将来像である「住み継がれる元気な大潟村 - 未来の子どもたちのために - 」を実現するため、7つの基本目標を掲げています。

基本目標では、「産業」「子育て・教育」「保健・医療・福祉」「地域コミュニティ」「環境エネルギー・衛生」「防災・安全安心」「行財政」の7つの分野から、基本構想策定時に行った村民ヒアリング、村民ワークショップで出された意見を整理し、「大潟村未来宣言」に掲げられた宣言文の要素を組み入れて目標を設定しています。

村づくりの基本目標

基本目標 1

産業

地域の特徴を活かし、先端技術による産業（農業）や仕事を創る村

基本目標 2

子育て
教育

地域で子どもを育て、開拓者精神を受け継ぎながら地域内外と交流し成長する村

基本目標 3

保健
医療
福祉

一人ひとりが生きがいを持ち、共に支え合いながら元気で健康に過ごす村

基本目標 4

地域
コミュニティ

地域の絆を大切にし、世代間交流が活発で楽しく暮らす村

基本目標 5

環境
エネルギー
衛生

大潟村特有の自然を大切にし、資源を有効活用して自然と人間が共生する村

基本目標 6

防災
安全安心

災害に強く、安全で安心して暮らす村

基本目標 7

行財政

村民と行政が協働で、将来を見据えた村づくりと行財政改革を推進する村

4 計画の施策体系

(将来像)

住み継がれる元気な大潟村

—未来の子どもたちのために—

1 地域の特徴を活かし、先端技術による産業(農業)や仕事を創る村

産業

- 施策 1-1 しなやかで強く、競争力のある農業の確立
- 施策 1-2 農業生産基盤の整備と更新、農村環境の保全
- 施策 1-3 商工業（農業関連産業）の振興と新産業・仕事・雇用の創出
- 施策 1-4 地域資源を活用した観光振興と特産品販売

2 地域で子どもを育て、開拓者精神を受け継ぎながら地域内外と交流し成長する村

子育て 教育

- 施策 2-1 安心して子どもを産み育てられる環境の構築
- 施策 2-2 夢と希望を持ち、可能性に挑戦するひとを育む教育の推進
- 施策 2-3 地域を担う人を育む生涯学習の充実
- 施策 2-4 健康とコミュニティを育む生涯スポーツの充実
- 施策 2-5 干拓博物館の多面的活用と効率的運営
- 施策 2-6 国際交流の推進

3 一人ひとりが生きがいを持ち、共に支え合いながら元気で健康に過ごす村

保健 医療 福祉

- 施策 3-1 健康づくりの推進
- 施策 3-2 地域福祉の充実と地域包括ケアシステムの構築
- 施策 3-3 高齢者福祉の充実
- 施策 3-4 障がい者（児）福祉の充実

4 地域の絆を大切にし、世代間交流が活発で楽しく暮らす村

地域 コミュニティ

- 施策 4-1 自治会活動、ボランティア団体などへの支援
- 施策 4-2 村での暮らしの充実を支援
- 施策 4-3 移住・定住の促進
- 施策 4-4 出会い・結婚の希望をかなえる仕組みづくり

5 大潟村特有の自然を大切にし、資源を有効活用して自然と人間が共生する村

環境 エネルギー 衛生

- 施策 5-1 環境保全の推進
- 施策 5-2 地球温暖化対策の普及・啓発
- 施策 5-3 循環型社会への取り組み
- 施策 5-4 環境美化と環境衛生の推進
- 施策 5-5 八郎湖の水質改善

6 災害に強く、安全で安心して暮らす村

防災 安全安心

- 施策 6-1 災害に備えた村づくり
- 施策 6-2 安全安心な暮らしの確保
- 施策 6-3 住民生活を支えるインフラ整備
- 施策 6-4 ICT を活用した情報配信の促進
- 施策 6-5 地域のニーズに即した公共交通の確立

7 村民と行政が協働で、将来を見据えた村づくりと行財政改革を推進する村

行財政

- 施策 7-1 協働意識の醸成と住民参加の機会充実
- 施策 7-2 職員の能力向上と部署間の連携
- 施策 7-3 将来を見据えた行財政改革
- 施策 7-4 行政と地域をつなぐ広報・広聴の強化
- 施策 7-5 人権意識の醸成
- 施策 7-6 高等教育機関、研究機関との連携による地域課題解決

第2節 大潟村を取り巻く状況

1 時代潮流

今後の村づくりを進めるにあたっては、わが国の社会・経済の動きなど、時代の変化を的確に把握し、速やかに対応していくことが求められ、前期基本計画策定時から徐々に変化しています。

そこで、計画策定にあたり、後期基本計画の策定において留意すべき、時代潮流を以下に整理します。

(1) 人口減少社会と長寿社会・人生100年時代の到来

国の総人口は、出生数の減少や死亡者数の増加等を背景に、今後も減少が続くと見込まれています。これによって、労働力人口の減少や経済規模の縮小、社会保障費の増大など、社会経済、ひいては地方財政に大きな影響を及ぼすことが予想されています。

一方で平均寿命の延伸に伴い、人生100年時代の到来も予見されています。100年という長い期間をより豊かで充実したものとするために、すべての世代に多様な居場所や活躍の場、機会が求められます。

(2) 地方創生と地域の活性化

わが国においては、人口の東京一極集中の進展、地方との格差の拡大など、今後も人口減少が進行していくことが見込まれています。そのため、人口減少社会に対応した若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現や、移住・定住の促進、地域外の人々との多様なつながりに着目した「交流人口」や「関係人口」による地域活性化や賑わいの創出など、地域の個性や活力を生かした取り組みが求められています。

また、人口減少、少子高齢化や経済のグローバル化が加速し、価値観やライフスタイルの多様化などが進展する中で、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景などに関わらず、誰もが自ら希望の実現に向けて主体的に社会に参画し、地域の持続的な発展につなげていくためには、お互いの違いを価値と認め合い、多様性を受容し、あらゆる分野の人と人とが支え合い、ともに生きる「地域共生社会」の形成がより一層必要になると考えられます。

(3) 情報通信技術（ICT）の進展による人や暮らしの変化

近年の情報通信技術（ICT）の進展は著しく、技術革新とともに、利用環境は世界中で急速に進歩しています。

なかでもスマートデバイス^{*}等の普及は、社会・経済の活動や人々の暮らしに大きな変化をもたらしており、人々の生活様式やコミュニケーションに大きな影響を与えています。こうしたなかで、情報通信機器の活用において、情報セキュリティの確保や若者と高齢者の世代間格差、プライバシー等の新たな課題が発生しています。

* スマートデバイス：

パソコンのような従来からある汎用のコンピュータ製品以外で、通信機能やコンピュータを内蔵し、ソフトウェアによる高度な情報処理機能を利用できる電子機器の総称。明確な定義はありませんが、スマートフォン等が該当します。

(4) 技術革新と社会経済環境の変化

わが国の産業は、生産年齢人口の減少に伴う人材不足が顕在化するなか、長時間労働の改善や正規雇用と非正規雇用の格差是正、女性や高齢者の活躍、就労促進といった「働き方改革」とともに、技術革新、高度情報化、市場ニーズの多様化等が進むなど、各産業分野で様々な転換期を迎えてます。

特に技術革新では、IoT（モノのインターネット）^{*1}やAI（人工知能）、ビッグデータ等の活用による付加価値の創造や生産性の向上等、経済発展と社会的課題の解決との両立を目指す「Society5.0^{*2}」の実現に向けて、新たな事業活動の拡大、再構築が進んでいます。

一方で、地域産業においては、健康な食生活や持続的な生産・消費の活発化に合わせて、地域ブランドや農産物の安全性、事業活動全般にわたる環境負荷の軽減といった観点が注目され、こうしたつながりが「関係人口」、「交流人口」といった、人々の交流、関わりを広げるなど、地域の活性につながる新たな方向性もみられます。

*1 IoT（モノのインターネット）：

人を使わずモノが自動的にインターネットとつながる技術のことを表します。

*2 Society5.0：

AIやIoT、ロボット、ビッグデータ等の革新技術をあらゆる産業や社会に取り入れることにより実現する新たな未来社会の姿。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、人類社会発展の歴史における5番目の新しい社会の姿とされています。

(5) 大規模な自然災害の発生と安全・安心に対する関心の高まり

東日本大震災や熊本地震といった大規模な地震災害の発生、気候変動の影響による風水害や土砂災害など、近年、全国各地で大規模な自然災害が多発しています。

また、特殊詐欺やインターネットによるトラブル、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を介した犯罪、高齢者ドライバーによる事故の増加等、地域の防災・防犯に対する不安は多様化しています。

そのほかにも、健康を脅かす感染症の発生等、社会環境の変化に伴う新たな社会問題等も発生していることを背景に、安全・安心の確保は、村づくりにおいてこれまで以上に重要な取り組みとなっています。

(6) 地球規模の環境問題への対応

地球温暖化や生態系の崩壊、資源の枯渇等、地球規模で環境への意識が高まっています。わが国でも令和2年10月に、2050年までに二酸化炭素排出量の削減や再生可能エネルギーを活用することで温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル※を目指すことを宣言するなど、様々な分野で地球環境に配慮した取り組みが進んでいます。

また、日常生活においてもごみや廃棄物の発生を抑制し、資源の回収や再生に取り組むなど、環境問題は一人ひとりが自らの生活様式に起因するという意識を高めていくことが求められています。

* カーボンニュートラル：

事業活動等から排出される二酸化炭素などの温室効果ガスのすべてを吸収・除去し、排出量をプラスマイナスでゼロにしようという考え方です。

(7) 社会資本整備と老朽化対策

生活やあらゆる社会経済活動を支える道路や橋梁、上下水道施設等の社会資本は、昭和50年頃までに集中的に整備されたものであり、近年その老朽化が深刻な問題となっており、計画的な維持管理を推進する必要があります。

今後は、社会資本の整備・蓄積による効果の最大化を目指すとともに、既存施設の有効活用を検討する必要があります。

(8) 感染症対策・ウィズコロナ・アフターコロナへの対応

世界的に新型コロナウイルス感染症による感染者が拡大し、世界的大流行（パンデミック）が起きるなど、感染拡大の防止とともに、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた対応が求められています。

今後も未知なるウイルスでのパンデミックが起こる可能性は否定できず、テレワークやワーケーションといった、今までの都市型の密な生活から、人と人との密にならない環境での暮らしや働き方へ転換する動きもみられます。

(9) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

SDGs（エスディージーズ）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のこと、2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。

わが国においては、2016年5月に政府内にSDGs推進本部が設置され、行政、民間事業者、個人等の多様な主体（ステークホルダー）と連携した、持続可能でより強靭な取り組みを進めます。



2 村づくりへの村民意識

調査対象: 満18歳以上の村民1,000名（無作為抽出）

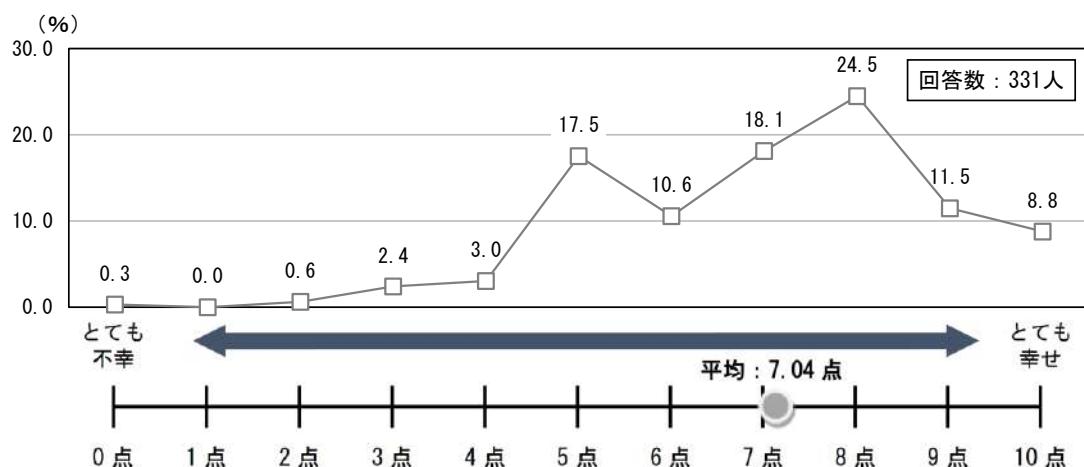
調査期間: 令和3年7月

調査方法: 郵送配付・回収

回収結果: 331人(33.1%)

大潟村の幸福度について

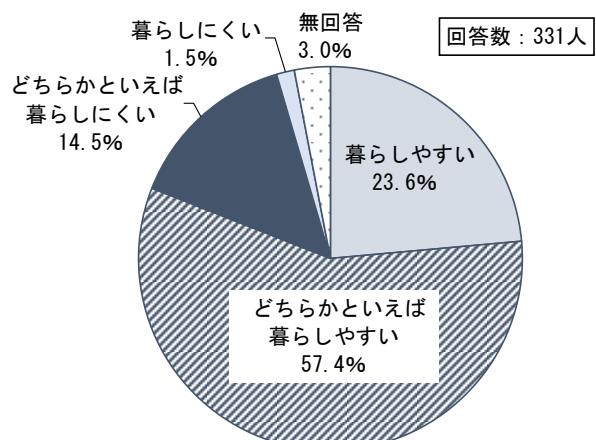
現在どの程度幸せを感じているか、「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とした場合、平均は7.04点となっており、「8点」が24.5%と最も多く、5~8点を中心に分布しています。



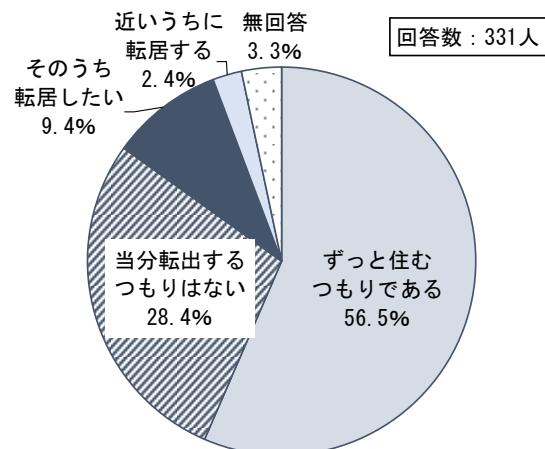
・幸福度とは、一人ひとりの幸福を所得だけでなく、健康や家族、社会との関わり合いなどの要素を含めて表す指標です。近年では、これからまちづくりに活かしていくための試みとして、様々な市市区町村で取り入れる動きもみられます。

大潟村の暮らしやすさ・定住意向について

現在の生活環境を総合的にみて、「暮らしやすい」(23.6%)、「どちらかといえば暮らしやすい」(57.4%)を合わせた8割(81.0%)は“暮らしやすい”と感じています。



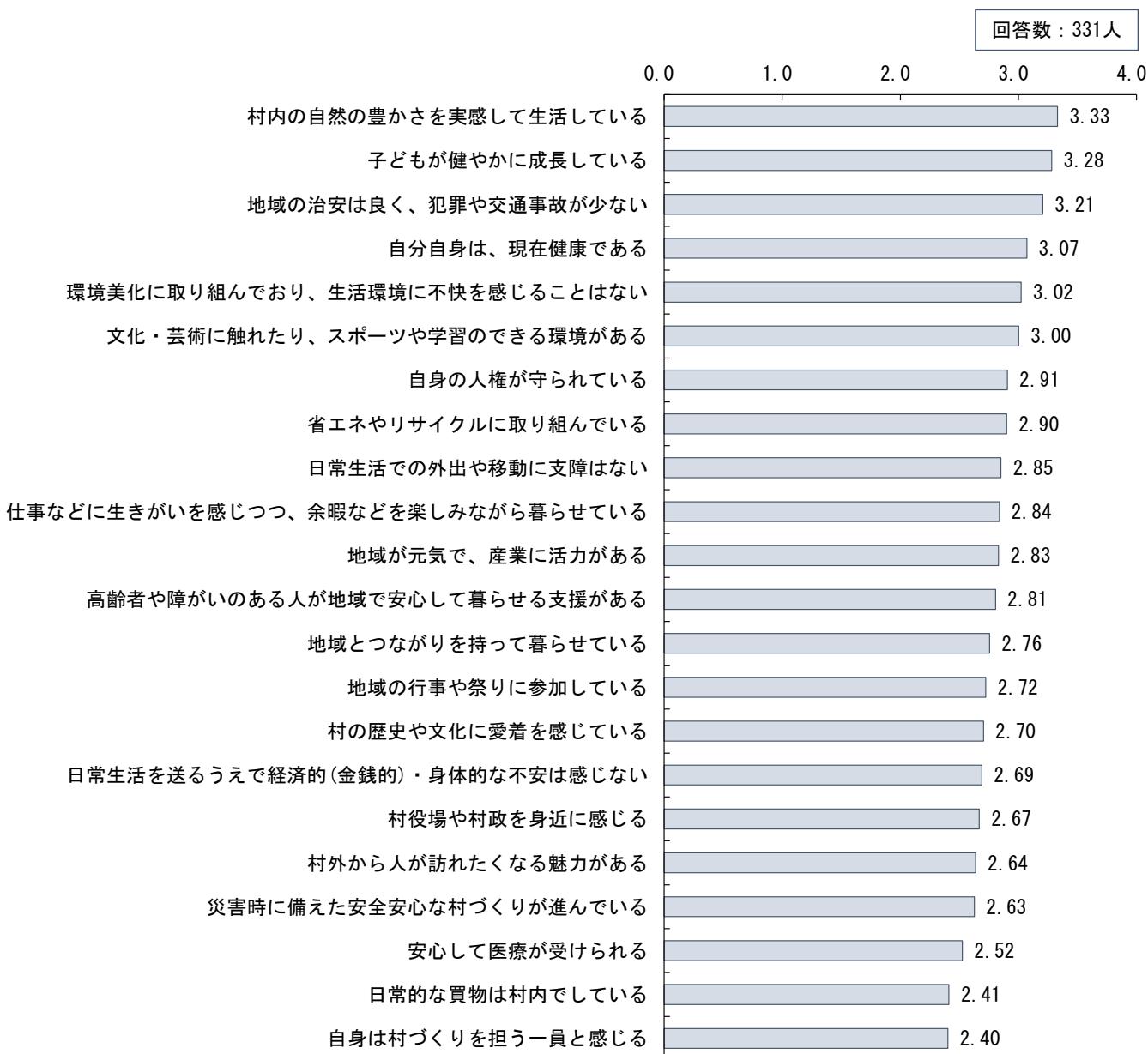
定住意向については、「ずっと住むつもりである」(56.5%)と回答する一方で「そのうち転居したい」(9.4%)、「近いうちに転居する」(2.4%)、を合わせた1割(11.8%)は、“転居したい”との意向を示しています。



普段の暮らしで感じることや取り組んでいること

普段の暮らしで感じることや取り組んでいることでは、「村内の自然の豊かさを実感して生活している」、「子どもが健やかに成長している」、「地域の治安は良く、犯罪や交通事故が少ない」が上位に挙がっています。

一方で、「自身は村づくりを担う一員と感じる」、「日常の買物は村内でしている」、「安心して医療が受けられる」については値が低く、普段の暮らしであまり感じないことや取り組んでいないこととみられます。

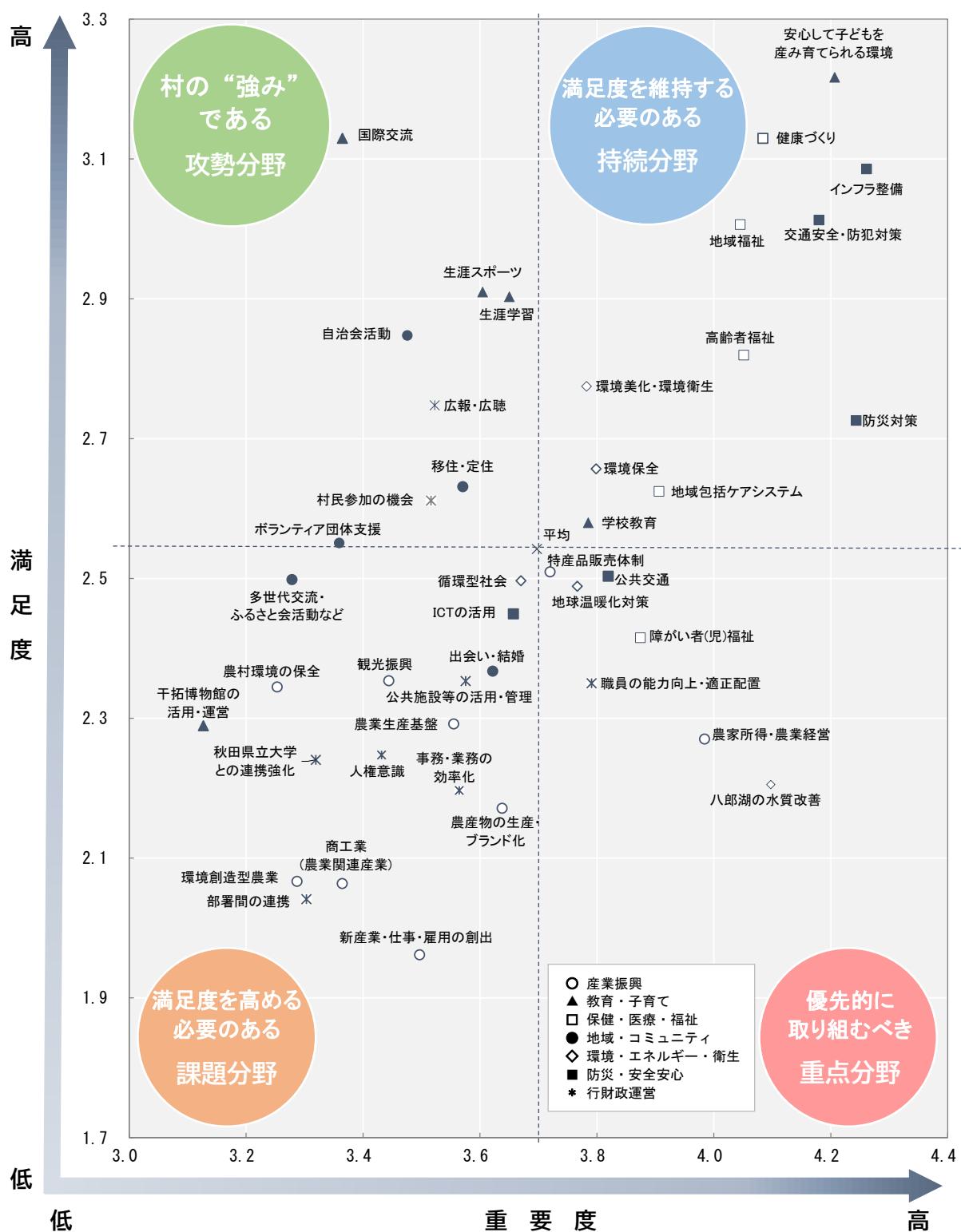


※指数化：(「とてもそう思う」×4+「どちらかといえばそう思う」×3+「あまりそう思わない」×2+「まったくそう思わない」×1) ÷回答数

大潟村の取り組みについて（満足度・重要度）

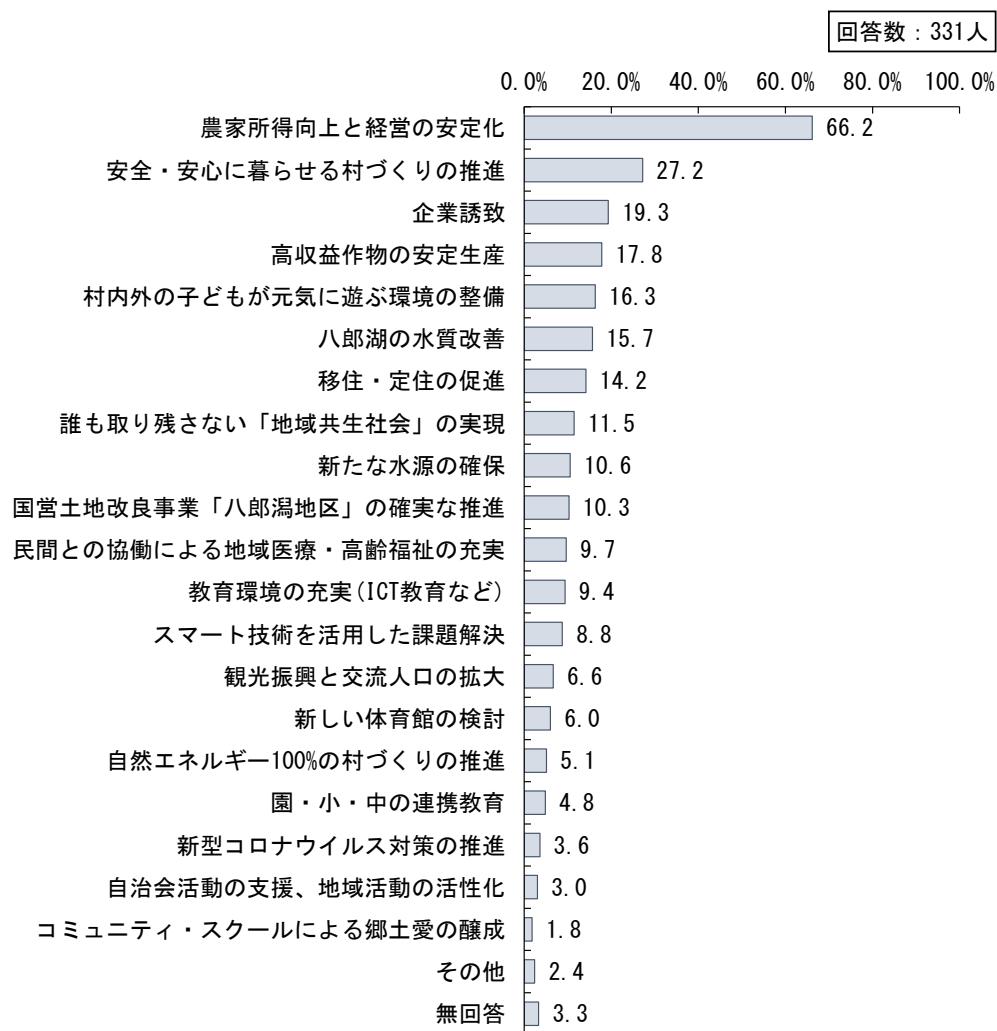
下の図は、村で取り組んでいる7つの分野43の施策についての評価結果を表したものです。

特に優先的に取り組むべき重点分野（図中右下）では、「八郎湖の水質改善」、「農家所得・農業経営」、「職員の能力向上・適正配置」、「障がい者(児)福祉」、「地球温暖化対策」、「公共交通」、「特產品販売体制」が挙がっています。



将来像の実現のために重要な取り組みについて

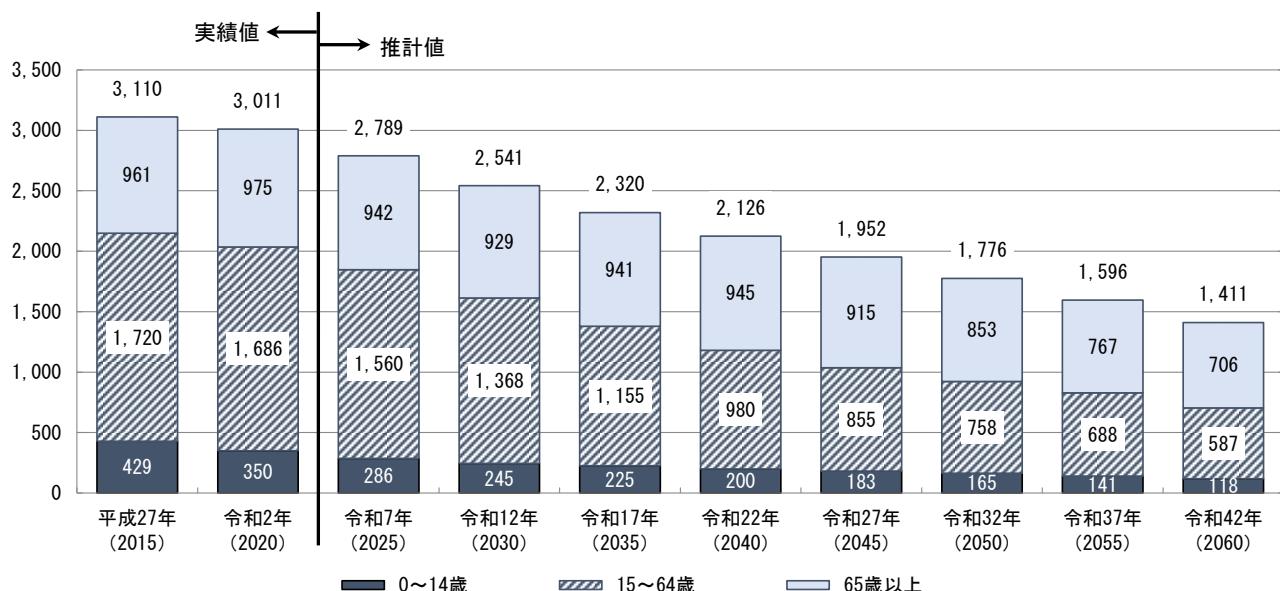
将来像「住み継がれる元気な大潟村 - 未来の子どもたちのために -」の実現のために重要な取り組みでは、「農家所得向上と経営の安定化」が 66.2%と最も多く、「安全・安心に暮らせる村づくりの推進」が 27.2%、「企業誘致」が 19.3%と続いています。



3 人口推移の検証

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）に準拠した推計値では、計画の最終年度となる令和7年には2,800人を下回ることが見込まれており、第2期総合村づくり計画のもと、安心して子どもを産み育てることができる支援や就業機会、定住促進など、様々な施策に積極的に取り組むことによって、著しい人口の減少に歯止めをかけていく必要があります。

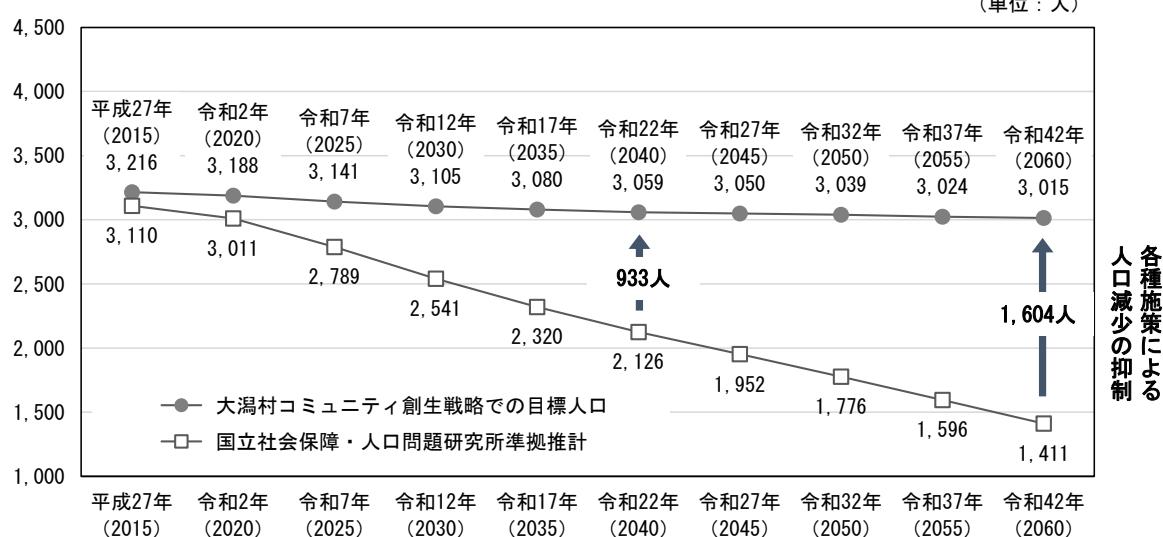
図表 社人研準拠による推計（2015年～2060年）



資料：国立社会保障・人口問題研究所（社人研 平成30年3月推計）

なお、令和2年3月に策定した第2期大潟村コミュニティ創生戦略での目標人口の推移と、社人研準拠推計とを比較すると、令和42年が目標人口3,015人に対して、社人研準拠推計では1,411人と推計され、引き続き人口減少の抑制に取り組む必要があります。

図表 目標人口と社人研準拠による推計との比較（2015年～2060年）_(単位：人)



第2章 後期基本計画

基本目標1 地域の特徴を活かし、先端技術による 産業（農業）や仕事を創る村

施策1-1 しなやかで強く、競争力のある農業の確立

[目指す姿]

- 地域の特性を活かした消費者に求められる安全・安心な農産物の生産・供給により、安定した経営が確保され、しなやかで強く、競争力のある農業が確立されています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 大潟村が発足し55年以上が経過し、年々農家数が減少している一方で、現在も耕作放棄地はほとんどなく、これまで基幹産業として農業を維持してきました。しかしながら、国内の米需要は年10万トンのペースで減り続けており、農業生産額の95%以上を水稻が占める大潟村にとって、米価の下落は大きな懸念材料となっています。
- 国では、令和3年5月に、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を革新的な技術の活用（イノベーション）で実現する新たな政策方針として、「みどりの食料システム戦略」が策定されました。
- 次世代を担う若者等の後継者の参入が進むような魅力ある農業にするためには、農業の成長産業化を一層後押しする必要があり、今後は、高収益作物の生産拡大、農産物の高付加価値化、生産コストの低減、SDGsなど時代の流れに対応した施策を進め、基幹産業を維持していく必要があります。

図表 農業産出額

単位：億円

平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
118.6	123.3	92.6	118.3	117.9

資料：大潟村農業協同組合 営農支援課

図表 水田における高収益作物の作付面積

単位 : ha

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
22	22	26	45	43

資料 : 大潟村産業振興課

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 1-1 しなやかで強く、競争力のある農業の確立

- 1-1-1 : 農家所得の向上と農業経営の安定化
- 1-1-2 : 高収益作物生産への挑戦
- 1-1-3 : 先端技術を活用した農業生産性の向上と環境にやさしい農法の開発
- 1-1-4 : 農業労働力の確保と担い手の育成、生産組織の支援
- 1-1-5 : 大潟村産農産物の高付加価値化
- 1-1-6 : 国内外への農産物・加工品の販路の開拓と流通の確立
- 1-1-7 : 環境保全型農業の推進

村の取り組み（主要施策）

1-1-1 : 農家所得の向上と農業経営の安定化

- 水田フル活用及び振興作物生産の推進による農家所得の向上と併せて、農業経営に係るセーフティネットへの加入を促進することで、農業経営の安定化を図ります。
- 収益性の高い農業構造への転換を加速するため、積雪寒冷地に適応した野菜や花きの低コスト高位安定生産技術の導入を支援し、園芸作物の冬期生産や周年園芸の普及を推進します。

1-1-2 : 高収益作物生産への挑戦

- 各種生産組織の活動の支援により、生産技術の向上及び農業経営の複合化を図るとともに、複合経営推進による経営リスク軽減のため、高収益作物等の園芸作物の生産拡大を推進します。

1-1-3 : 先端技術を活用した農業生産性の向上と環境にやさしい農法の開発

- 秋田県立大学や県内通信事業者等の関係団体と連携し、スマート農業技術の普及に努めます。
- 村内の農業経営体や各機関の有する情報、知識、経験を共有し、スマート農業技術をはじめ、農業生産性の向上と環境にやさしい農法の開発に取り組み、安全・安心で高付加価値化を実現した有機農産物の生産や地域ブランドの確立を目指します。

1-1-4 : 農業労働力の確保と担い手の育成、生産組織等の支援

- 村内農業をけん引する担い手育成、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るほか、農業後継者の交流や研修の機会を創出し、基幹産業の発展に努めます。
- 有害鳥獣による農産物の被害を防ぐため、鳥獣被害対策実施隊による駆除活動及び実技訓練や事故防止等研修会の実施を支援し、安全な有害鳥獣駆除を推進します。

1-1-5 : 大潟村産農産物の高付加価値化

- 大潟村農産物を使用した新たな商品化に取り組む個人及び企業に対し、商品開発に要する経費を助成することで、意欲ある者の活動を支援し、高付加価値化を推進します。

1-1-6 : 国内外への農産物・加工品の販路の開拓と流通の確立

- 減少が続く米需要に対応するため、消費者の意見、評価を販売戦略に反映させるほか、米・米加工品輸出を促進するなど、販路の拡大を推進します。

1-1-7 : 環境保全型農業の推進

- 減農薬・減化学肥料栽培など環境負荷の削減に取り組みます。
- 大潟村における有機農業の推進を図るため、有機栽培の栽培技術向上並びに慣行栽培農業者の有機農業への参入促進を図り、大潟村産有機農産物のPR及びブランド化に取り組みます。
- 農業用生分解性資材の普及拡大を図るほか、農業用使用済プラスチックの適正な処理により、生活環境や農産物生産環境の保全に取り組みます。

関連する事業

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ・ 農産物・加工品輸出促進事業 | ・ スマート農業推進事業 |
| ・ 戦略作物生産拡大事業 | ・ 農業後継者育成活動推進事業 |
| ・ 新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業 | ・ 認定農業者協議会事業 |
| ・ 有害鳥獣駆除事業 | ・ 農業人材育成事業 |
| ・ 経営所得安定対策等推進事業 | ・ 商品開発支援事業 |
| ・ 野菜等生産振興対策事業 | ・ 農産物販路拡大推進事業 |
| ・ 高収益作物生産促進事業 | ・ 輸出促進支援事業 |
| ・ 畑作生産組織等育成対策事業 | ・ 環境保全型農業直接支援対策事業 |
| ・ 共同利用機械購入補助事業 | ・ 農業用使用済プラスチック適正処理支援事業 |
| ・ 農業振興対策事業 | ・ 大潟村有機農業推進事業 |
| ・ 民产学研官連携による農業振興推進事業 | ・ 生分解性資材普及拡大事業 |
| ・ 農地中間管理事業 | ・ みどりの食料システム戦略推進事業 |

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- ・地元農産物を積極的に購入・消費し、地産地消を心がけましょう。
- ・安定した農業経営に向け、需要に応じた米づくりや農業経営の複合化に、積極的に取り組みましょう。
- ・持続可能な農業の推進に向け、環境に配慮した農業の推進に取り組みましょう。

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	農業産出額	R2	117.9 億円	118.0 億円
2	農業経営体における認定農業者の割合	R2	95.6%	95.6%

施策 1-2 農業生産基盤の整備と更新、農村環境の保全

[目指す姿]

- 農業の生産基盤及び美しい農村環境が維持され、安定的で持続可能な農業が推進されています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 村内の農業生産基盤となる農地や農業施設については、適切な維持補修を実施してきましたが、経年劣化が顕著となっている幹線用排水路・支線用排水路の大規模な改修が必要な時期にきています。
- これまでの要望活動により、国営事業による基幹用排水路施設の改修が実施され、令和3年度の沈砂池の着工を皮切りに、令和24年度まで随時改修を行う予定です。しかしながら、改修にあたっては高収益作物への転換が要件となっており、付随する県営事業の小用水路改修の実施へ向けた高収益作物の生産拡大が喫緊の課題となっています。
- 今後も農業の持続的な振興を図るために、生産基盤の計画的な改修及び適切な維持管理を行い、将来にわたり農地や農業施設の機能を適切に発揮できる維持管理とともに、農村環境の保全に努め、次世代に引き継いでいく必要があります。

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 1-2 農業生産基盤の整備と更新、農村環境の保全

1-2-1 : 農業生産基盤の適切な維持管理

1-2-2 : 農業水利施設（土地改良施設）の更新

1-2-3 : 共同活動による農村環境の保全

村の取り組み（主要施策）

1-2-1 : 農業生産基盤の適切な維持管理

- 関係機関と連携を図り、老朽化した用排水施設の更新整備、安定的な農業用水確保のための要望を継続し、国営事業による基幹用排水施設の更新及び県営事業による小用排水路の更新を推進します。

1-2-2：農業水利施設（土地改良施設）の更新

- 土地改良区が管理する施設について、多面的機能の発揮及び管理の高度化に対応した適正な整備を支援します。

1-2-3：共同活動による農村環境の保全

- 農産物の安定供給、多面的機能の発揮に向けて、農地や地域資源等を保全する地域ぐるみの共同活動を支援し、生産と生活の場である農村環境の保全を推進します。

関連する事業

- ・八郎潟地区土地改良促進事業
- ・土地改良施設維持管理事業
- ・国営造成施設管理体制整備促進事業
- ・多面的機能支払交付金事業

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- ・美しい農村風景の保全、農業施設等の維持管理に協力して取り組みましょう。

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	農地面積	R2	11,755ha	11,755ha

施策 1-3 商工業の振興と 新産業・仕事・雇用の創出

[目指す姿]

- 商工振興や新たな産業の推進が、地域経済の活性化、産業の多様性につながっています。
- 企業誘致や起業・創業などが、地域資源の活用、環境に配慮した新しい産業や仕事、多くの雇用の創出につながっています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 村の持続的な発展を維持するためには、強みである豊富な農産物を活かした加工品の開発や販売に加え、商工業の育成や新産業・仕事・雇用の創出につながるよう、経営を後押しするとともに、後継者不足による廃業の増加を防ぐため、事業承継に対して支援を強化していく必要があります。
- 近年では、パックライス工場の建設用地として村内企業に企業誘致用地の一部貸付を行うなど、村内雇用の拡大や農家所得の向上に取り組んでおり、こうした農業関連産業をはじめとする新産業の誘致、育成を図ることで、新たな雇用の創出につなげることも重要となります。
- 地方創生、地域経済の発展の視点からは、村外企業に対し、工場やサテライトオフィス等の進出を呼びかけ、新たな雇用の創出・拡大、さらには、テレワークやリモートワーク等、新たな働き方に着目した企業誘致、人材誘致を検討していく必要があります。

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 1-3 商工業（農業関連産業）の振興と新産業・仕事・雇用の創出

1-3-1 : 商工業の振興と事業後継者の育成

1-3-2 : 起業支援

1-3-3 : 企業誘致の推進と雇用の創出

1-3-4 : 6次産業化の推進

村の取り組み（主要施策）

1-3-1：商工業の振興と事業後継者の育成

- ウィズコロナの状況を踏まえた経営の後押しを積極的に支援するほか、研修等を通して事業後継者の育成に努めます。また、利用者の利便性を図った商店街の維持管理に努めるほか、村の特産品・名産品として新たな商品化に取り組む個人及び企業に対し、商品開発に要する経費を助成することで、意欲ある者の活動を支援し、地域の商工振興を図ります。

1-3-2：起業支援

- 起業に必要な情報について、広報等を活用し情報提供に努めます。

1-3-3：企業誘致の推進と雇用の創出

- 県等との連携による企業誘致活動の積極的な推進に加え、企業間の連携を推進するなど、既存企業を支援することで、雇用の拡大と定住人口の増加、村民所得向上を図ります。
- 西4丁目村有地を農業関連、環境関連事業を主とした外部からの経済活動の導入拠点と位置づけ、企業誘致活動を推進し、村民の就労機会の拡大、所得の向上を目指します。

1-3-4：6次産業化の推進

- 異業種間交流の機会づくりや農商工が連携した取り組みを推進することで、地域資源の価値を高めるブランドの確立や生産性の向上等に取り組みます。
- 大潟村産農産物を利用した食品加工施設の立地等について検討し、取り組みやすい環境整備が図られるよう支援を行い、6次産業化を推進します。

関連する事業

- | | |
|--------------|--------------------|
| ・商店街の適正な環境整備 | ・西4丁目企業誘致推進事業 |
| ・商品開発支援事業 | ・固定資産税半島振興対策不均一課税 |
| ・中小企業振興資金事業 | ・固定資産税地域経済牽引事業課税免除 |

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- ・買物は村内事業者から購入しましょう。
- ・企業と連携し、地域活性化に努めましょう。
- ・行政、各種機関と連携し、事業革新や新事業への取り組みを推進しましょう。

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	中小企業数	R2	71 社	75 社
2	誘致企業の数（累計）	R2	1 企業	2 企業

施策 1-4 地域資源を活用した観光振興と特産品販売

[目指す姿]

- 村特有の地域資源を活かした観光振興や特産品の販売により、外国人観光客を含む交流人口が拡大され、村の活性化につながっています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 近年の観光は、単に旅行やビジネス等でその土地を訪れるだけではなく、趣味・嗜好・体験など、旅行者自らが企画する個人や小グループ型の観光へと裾野が広がっています。
- 観光業が経済の好循環を促す自立した産業となるよう、引き続き観光資源活用に取り組み、地元産業や自然環境を活用した体験型観光など、地域ぐるみの連携体制や交流機会の拡大につながる仕組みづくりが求められています。
- 大潟村特有の地域資源を最大限に活用するため、滞在型観光や周辺地域と連携した周遊型観光の振興が求められるとともに、新たな広域観光ルート及び魅力あるイベントを発掘する必要があります。
- 訪日外国人旅行者（インバウンド）の集客を図るために、受入れ環境の整備や効果的な情報発信により、知名度の向上を図る必要があります。

図表 交流人口

単位：人

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
1,037,408	979,481	908,644	883,135	526,528

資料：産業振興課

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 1-4 地域資源を活用した観光振興と特産品販売

1-4-1 : 地域資源を活用した観光の振興

1-4-2 : 村内施設やイベントの魅力・集客力の向上

1-4-3 : 広域観光ルートの整備と観光情報発信

1-4-4 : 特産品の販売体制の強化

村の取り組み（主要施策）

1-4-1 : 地域資源を活用した観光の振興

- 村内の観光拠点や地域資源を複合的に組み合わせ、有機的につなぐことで、地域資源を活用した観光の振興、さらなる交流人口の拡大に努めます。
- 村の特徴である田園風景を保全するほか、菜の花等の景観作物の栽培により、地域の景観形成による観光振興を図ります。

1-4-2 : 村内施設やイベントの魅力・集客力の向上

- 「桜と菜の花まつり」をはじめ、地域との協働による魅力あるイベントの内容の充実に努めるとともに、地域が主体となった観光・交流イベントの開催を支援することで、交流人口の拡大を図ります。
- スポーツ文化合宿及び農業体験・視察等を誘致することで、交流人口の拡大及び地域活性化を図ります。
- ふるさと交流施設や道の駅「おおがた」、温泉保養センター、干拓博物館等の観光拠点となる村内施設の適正な維持管理、ニーズにあった施設整備を図り、誘客に努めます。
- 「新米まつり in おおがた」において新米の即売会を開催し、農産物の生産振興と宣伝・販売拡大を図り、大潟村の魅力発信、集客力の向上につなげます。

1-4-3 : 広域観光ルートの整備と観光情報発信

- 周辺地域との横断的な連携により、周遊性のある観光ルートの設定や新たな観光資源の発掘に取り組むなど、観光コンテンツの拡大を図ります。
- 村内で実施されるイベントを、村の魅力を外部に発信するPRの機会と捉え、各種SNS等を活用し、村の自然や行事等の魅力あるコンテンツを発信することで交流人口の拡大、知名度の向上を図ります。

1-4-4：特産品の販売体制の強化

- 観光業が域内での経済の好循環を促す産業構造となるよう、農業や商工業等、他産業分野と連携して取り組み、特産品の販売体制の強化を図るなど、戦略的に推進するための体制づくりについて検討を進めます。
- インバウンド市場等も見据えたキャッシュレス決済等を推進し、訪日外国人観光客や新しい生活様式に対応する非接触型の販売体制を強化します。

関連する事業

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・景観作物栽培推進事業 | ・大潟村交流宿泊等誘致推進事業 |
| ・観光拠点施設整備 | ・情報発信強化事業 |
| ・桜と菜の花まつり推進事業 | ・企業の販売体制に係る活動支援 |
| ・新米まつり in おおがた事業 | |

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- | |
|--|
| ・景観の維持、景観作物の栽培管理に取り組みましょう。 |
| ・大潟村らしい特産品やネット販売強化、旅行商品の開発と普及に協力しましょう。 |
| ・観光情報として積極的に村の魅力を発信しましょう。 |

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	交流人口	R2	526,528人	1,100,000人
2	SNS フォロワー数	R2	824人	2,000人

基本目標 2 地域で子どもを育て、開拓者精神を受け継ぎ ながら地域内外と交流し成長する村

施策 2-1 安心して子どもを産み育てられる環境の構築

[目指す姿]

- 次世代を担う子どもたちを安心して産み育てられる環境が整っています。
- 仕事・家庭・教育のバランスがとれた子育ての環境づくりや、地域全体で子どもや子育て家庭を支える体制が構築されています。
- 子育てに対する悩みや課題を共有し、助け合える関係づくりが進んでいます。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 社会状況や生活様式の変化により、個々のニーズが多様化しており、村民が望む家族のかたちが実現できるよう「子どもを産み」「育てられる」環境を地域全体で整えていく必要があります。
- 少子高齢化が進む社会情勢のなか、村でも県全体の数値と比べると村の出生数は比較的穏やかではありますが、減少傾向となっています。希望する方が安心して子どもを産み育てられるよう、相談体制を強化し、妊娠中から子育て中まで切れ目のない支援に取り組むため、令和 3 年度から子育て世代包括支援センター（ネウボラ）を開設しています。
- 共働きの家庭やひとり親世帯の増加に加えて核家族化が進んでおり、子育て世帯のニーズに合わせた保育環境の構築が求められます。併せて、子育て中の世帯が安心して地域で子どもを育てられるよう、地域の人々が協力しながら子どもと保護者を支援できる体制づくりが重要となります。
- 村民から多くの要望が寄せられていた子どもの遊び場については、令和 2、3 年度に開催したワークショップの結果を受け、各村民センター分館の遊具の充実を図りました。また、今後は、旧保育園跡地に新たな屋外遊び場を整備します。

図表 出生数

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
大潟村	18	15	19	13	18

資料：秋田県衛生統計年鑑

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 2-1 安心して子どもを産み育てられる環境の構築

2-1-1 : 妊娠・出産への支援体制の充実と情報発信の強化

2-1-2 : 子育てにおける保健・医療・福祉・教育等のネットワークの充実

2-1-3 : 様々なニーズにあった保育利用の充実、支援体制の構築

2-1-4 : 子育て世代の交流機会の創出と子どもの遊び環境の整備

2-1-5 : 家庭・こども園・学校・行政・地域の連携の強化

村の取り組み（主要施策）

2-1-1 : 妊娠・出産への支援体制の充実と情報発信の強化

- 子育て世代包括支援センター（ネウボラ）を中心に、妊娠から出産、子育てまでの期間の母子に対する助成事業や産後ケア、家事支援等、各種サポートを充実させ、安心して、妊娠・出産できるよう切れ目のない支援を行います。
- 特定不妊治療については、令和4年度から保険適用となることを受けて、事業の周知を図りながら引き続き支援を行います。一般不妊治療については、継続して治療を受けられるよう、必要な支援内容を再検討します。
- 母子手帳アプリの活用について、対象者へ周知を図り、妊娠中の夫婦や子育て中の保護者へイベントや乳幼児健診、予防接種等のお知らせを随時行うことで、情報発信の強化を図り、子育て支援に関する情報伝達を迅速に行います。
- 入院して療育を受ける未熟児等に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。
- 子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、出産祝い金の支給や医療費の自己負担無料化を行います。

2-1-2 : 子育てにおける保健・医療・福祉・教育等のネットワークの充実

- 各種健診等により、妊娠中から子育て中の家庭に対して支援が必要となった場合には、関係機関とのスムーズな情報共有や、子育て世代包括支援センター（ネウボラ）との連携を強化し、支援体制の強化を図ります。

2-1-3 : 様々なニーズにあった保育利用の充実、支援体制の構築

- 乳児保育を含めた0～5歳児までの就学前の子どもに対し、保育を提供するほか、保護者の就労・傷病等により家庭での保育が一時的に困難になった場合の預かり保育、農繁期の保育ニーズに応える季節保育等、多様なニーズにあった保育の充実を図ります。
- 放課後児童クラブ事業を実施し、地域で子どもたちが安全で安心して活動できる放課後の居場所を確保し、健全な育成を推進します。

2-1-4：子育て世代の交流機会の創出と子どもの遊び環境の整備

- 子育て支援センターや子育て世代包括支援センター（ネウボラ）において、子育て世代の交流機会の創出や子育て家庭に対する育児支援の充実を図ります。
- 子どもたちが自由に遊び、家族で楽しめる屋外の遊び場を整備し、子育てしやすい村づくりに努めます。また、交流人口の増加を視野に入れた大型遊具等の遊び場について検討を進めます。

2-1-5：家庭・こども園・学校・行政・地域の連携の強化

- 家庭・こども園・学校・行政・地域の連携を強化し、地域全体で子どもたちの安全・安心を確保します。

関連する事業

- | | |
|---------------|---------------------|
| ・妊婦健康診査事業 | ・2歳児歯科健診 |
| ・出産祝い金事業 | ・渴っ子健康相談事業 |
| ・不妊治療費助成事業 | ・放課後児童クラブ事業 |
| ・チャイルドシート助成事業 | ・季節保育事業 |
| ・母子手帳アプリの導入 | ・在宅子育て支援事業 |
| ・未熟児養育医療給付事業 | ・子どもの遊び場創生事業 |
| ・赤ちゃん訪問 | ・子育て支援センター事業 |
| ・福祉医療 | ・こどもなかよし館事業 |
| ・乳幼児健診 | ・大潟村子ども・子育て推進事業 |
| ・ネウボラ事業 | ・地域ぐるみの学校安全部制整備推進事業 |

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- | |
|---|
| ・地域全体で妊娠・出産・子育てへの理解を深め、行政、地域や団体等が行う子育て支援に協力しましょう。 |
| ・子育てと仕事の両立など、男性の育児・子育てに対する参画とそれに対する事業者等の理解（ジェンダーレスへの理解）に努めましょう。 |
| ・子どもの人権を尊重し、虐待などの早期発見と未然防止に努めましょう。 |

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	出生数	R2	17人	21人
2	家事支援事業の利用数	R3	16回	24回
3	産後ケア事業の利用人数	R3	1人	5人
4	子どもが健やかに成長していると感じる村民割合 (とてもそう思う・どちらかといえばそう思う割合)	R3	90.4%	95.0%

施策 2-2 夢と希望を持ち、可能性に挑戦するひとを育む教育の推進

[目指す姿]

- 確かな学力と豊かな心に基づいた情操と道徳性、健やかに生きるための力を備えた子どもたちが育っています。
- コミュニティ・スクールを通じて、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環が生まれています。
- こども園から中学校までの一貫した教育のもと、様々な社会の変化に対応できる子どもたちが育っています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 学校教育は、子どもたち一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、将来にわたって自身の個性や能力を最大限に発揮できるよう、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を身につけるとともに、体験活動等を通じて、子どもたちが郷土を愛し、地域外の人たちとも交流を深めてお互いに学び合うことが求められています。
- GIGA スクール構想をはじめ、教育分野においては、近年、情報通信技術（ICT）の活用が急速に進んでおり、情報社会の進展や社会の変化に対応していくため、今後の学習活動においても情報通信技術（ICT）の積極的な活用が見込まれます。
- 子どもたちに安全で快適な学習や生活の場を提供するため、学校施設の適切な維持管理のほか、防災機能の強化など、学習環境に合わせた質的改善を図ることで、時代の変化に即した教育環境を整備する必要があります。

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 2-2 夢と希望を持ち、可能性に挑戦するひとを育む教育の推進

- 2-2-1 : 園・小・中連携による教育の推進
- 2-2-2 : 国際化に対応する外国語教育の推進
- 2-2-3 : 地域人材を活かした幅広い学習活動の推進
- 2-2-4 : 地域とともに歩む学校づくりを目指したコミュニティ・スクール体制の推進
- 2-2-5 : 地域食材を用いた食農教育の推進
- 2-2-6 : 教育環境・施設の維持管理

村の取り組み（主要施策）

2-2-1 : 園・小・中連携による教育の推進

- 「大潟村園小中連携教育推進計画」の実施により、「確かな学力」の養成を重視し、社会の変化に柔軟に対応できる能力や、心豊かでたくましい人づくりと、村の特性を活かした特色ある学校経営・園経営を目標とし、個に応じた指導体制の推進を図り、こども園から中学校までの一貫した教育を提供します。

2-2-2 : 国際化に対応する外国語教育の推進

- 学習指導要領に対応した小学校からの英語教育・外国語活動、中学校における ALT (外国語指導助手) を活用した授業の実施など、9 年間の義務教育を見通した英語教育を推進します。

2-2-3 : 地域人材を活かした幅広い学習活動の推進

- 学習指導要領で「生きる力」の育成を目指す「総合的な学習の時間」において、地域の人材を活用して学習を支援し、地域住民とのふれあいを通じて豊かな人間性を育み、地域に開かれた学校づくりを推進します。

2-2-4 : 地域とともに歩む学校づくりを目指したコミュニティ・スクール体制の推進

- 園・学校運営方針や園・学校活動に地域住民からの助言やアイディアを活かし協働することで、大潟村らしい園・学校づくりを目指します。

2-2-5 : 地域食材を用いた食農教育の推進

- 安全で安心な給食を提供できる体制を確保し、安定的な給食運営を図ります。
- 「食育だより」や昼の校内放送を通じて、地場産野菜を紹介したり、旬の食材やレシピを紹介したりすることで、子どもたちが正しい食習慣を身につけ、地域の食材に親しめるよう取り組みを推進します。

2-2-6：教育環境・施設の維持管理

- 今後の ICT 教育をはじめとする新しい時代に対応する学習環境を整え、子どもたちの学習意欲の向上を図ります。
- 学校における情報セキュリティの強化を計画的に実施します。
- 子どもたちが、安心感を持って学校を利用できるよう、小中学校施設の適正な維持管理、長寿命化に取り組みます。

関連する事業

- | | |
|---------------------|----------------|
| ・大潟村連携教育推進事業 | ・食と農のまちづくり推進事業 |
| ・学習生活支援員配置事業（園・小・中） | ・ICT 教育推進事業 |
| ・コミュニティ・スクール推進事業 | ・校務支援システム導入事業 |
| ・英語教育推進事業 | ・小学校施設等整備事業 |
| ・地域人材活用学習支援事業 | ・中学校施設等整備事業 |
| ・共同調理場施設等整備事業 | ・学校園建物総合管理委託事業 |
| ・大潟村給食業務委託事業 | |

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- ・コミュニティ・スクールへの理解や園・学校行事への参加などを通じて、地域の園・学校に关心を持ち、園・学校での教育活動を支援しましょう。
- ・児童・生徒が村内の自然に触れることや地域社会との交流、文化が継承されるよう地域全体が協力し、それらの取り組みに誰もが積極的に関われるよう、環境づくりに努めましょう。
- ・「地域の子どもは地域で育てる」という意識を持ち、地域の子どもたちを見守りましょう。

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和 7 年度)
1	「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦しているか」との質問に、「どちらかといえば当てはまる」「当てはまる」と回答した児童・生徒(小6中3)の割合	R2	72.5%	80.0%
2	地域学校協働活動に参画する地域住民の延べ人数	R2	689 人	700 人
3	学校給食における村産食材（前野菜 21 品目）の使用率	R2	44.6%	50.0%

施策 2-3 地域を担う人を育む生涯学習の充実

[目指す姿]

- 住民ニーズに対応した学習機会や利用しやすい生涯学習施設環境が整備され、生涯を通じて自己の人格を磨き、学ぶ機会が確保されています。
- 住民が主体的に行う生涯学習活動へ支援することにより、世代間の新たなつながりや交流につながっています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 大潟村では、およそ30の団体が文化・芸術活動を行っており、生涯学習として村民が生涯にわたって学ぶ機会を創出し、幅広く支援を行っていますが、一方で、団体の中では学級や講座等の参加者や指導者の固定化・高齢化による後継者不足が課題となっています。
- 趣味や教養を深めるものにとどまらず、地域社会に主体的に参加、交流し、その知識や経験が地域社会や活動などに活かされるよう、各種講座の充実のほか、参加しやすい生涯学習環境の整備が期待されています。

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 2-3 地域を担う人を育む生涯学習の充実

- 2-3-1 : 生涯学習講座の整備と提供
- 2-3-2 : 芸術文化活動への支援
- 2-3-3 : 地域住民が中心的な役割を果たす学習機会の充実
- 2-3-4 : 学習奨励員、指導者の計画的な育成と発掘
- 2-3-5 : 子どもたちの地域活動への参加促進
- 2-3-6 : 生涯学習施設の利便性の向上

村の取り組み（主要施策）

2-3-1：生涯学習講座の整備と提供

- 各世代の学習ニーズの的確な把握に努め、多彩で特色ある生涯学習講座の整備と提供を図ります。
- 教室参加者等にアンケートを実施するなど、村民の学ぶ意欲を的確に把握し、魅力ある学習機会を創出します。

2-3-2：芸術文化活動への支援

- 村民が主体的に芸術文化活動に参加しやすいよう支援し、心豊かな地域づくりを進めます。

2-3-3：地域住民が中心的な役割を果たす学習機会の充実

- 地域の大人が指導者となり、土日や長期休暇中の子どもたちに、様々な体験活動、世代間交流の場を提供します。

2-3-4：学習奨励員、指導者の計画的な育成と発掘

- 社会教育団体のリーダーを対象とした研修事業を行うほか、団体が自ら主催する研修事業を支援します。

2-3-5：子どもたちの地域活動への参加促進

- 子どもたちがボランティアとして事業に参加することにより、活動を通して地域の一員としての自覚を持ち、郷土愛に満ちた若者を育てます。

2-3-6：生涯学習施設の利便性の向上

- 村民が気軽に参加できる生涯学習の場を提供するため、計画的な備品の整備を行うほか、経年劣化に伴い老朽化した公民館施設については、緊急性を勘案しながら計画的な改修や修繕によって、施設の適正な維持管理に努めます。

関連する事業

- | | |
|-------------|-----------------------|
| ・公民館主催講座 | ・放課後子ども教室事業（大潟村きらきら塾） |
| ・成人文化講座 | ・社会教育団体等バス研修支援事業 |
| ・高齢者学級 | ・各種社会教育団体リーダー研修 |
| ・家庭教育学級 | ・バス停清掃 |
| ・芸文祭の開催 | ・社会教育用備品整備事業 |
| ・冬季ふるさと祭り事業 | ・公民館施設設備補改修事業 |

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- ・様々な知識を学ぶ機会として、生涯学習の各種事業を積極的に活用しましょう。
- ・生涯学習の成果を暮らしやまちづくりの様々な場面で活かしていきましょう。

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	生涯学習団体の登録団体数	R2	31 団体	31 団体
2	生涯学習施設の利用者数（公民館）	R2	7,362 人	7,400 人
3	文化・芸術に触れたり、スポーツや学習のできる環境がある村民割合 (とても思う・どちらかといえば思う割合)	R3	78.5%	80%

施策 2-4 健康とコミュニティを育む生涯スポーツの充実

[目指す姿]

- 村民が自身の体力や年齢に応じて「いつでも、どこでも、誰でも」スポーツに親しむことができ、心身の健康や生きがいづくり、地域間の交流につながっています。
- 安心して運動できる施設環境が整っています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 各種村民大会は村内スポーツ団体により実施されていますが、団体会員の減少や高齢化によりこれまでの規模の村民大会の実施が難しくなっています。
- 村民の生活様式の変化や少子高齢化等、社会の変化により村民のニーズが多様化しています。
- いつでもどこでも誰でもスポーツに親しむことができるよう、地域のスポーツの活性化に取り組み、指導者の育成や情報提供、スポーツ機会の確保等、村民が健康で心豊かに暮らせる生涯スポーツの充実を図る必要があります。
- 村民体育館や村民野球場といった体育施設の経年劣化が著しく、村民ニーズに対応した改修もしくは建替え等が必要となっています。

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 2-4 健康とコミュニティを育む生涯スポーツの充実

- 2-4-1 : 体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブとの連携と活動支援
- 2-4-2 : スポーツ・健康づくり機関との協働による健康増進事業の推進
- 2-4-3 : スポーツ推進委員・指導者の育成と発掘
- 2-4-4 : スポーツ施設の計画的な補改修と備品の整備・有効利用の促進
- 2-4-5 : オリンピック事前合宿受入れを活かしたスポーツの振興

村の取り組み（主要施策）

2-4-1：体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブとの連携と活動支援

- 誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツ活動に親しみやすいよう、総合型地域スポーツクラブをはじめ、大潟村体育協会、大潟村スポーツ少年団等、各種団体の活動を支援し、村内のスポーツ活動の充実を図ります。
- 東北大会、全国大会へ出場する団体及び個人に出場費用の一部を助成し、スポーツ振興に努めます。

2-4-2：スポーツ・健康づくり機関との協働による健康増進事業の推進

- 関係機関と連携し、各種スポーツ教室の実施や大会への参加を推進し、村民のスポーツによる健康増進を進めるとともに、スポーツ振興に努めます。

2-4-3：スポーツ推進委員・指導者の育成と発掘

- スポーツ推進委員の活動を支援し、研修や協議会へ参加など、資質の向上を図ります。

2-4-4：スポーツ施設の計画的な補改修と備品の整備・有効利用の促進

- 村民がスポーツやレクリエーションを安全に安心して楽しめるよう、老朽化が進んでいる施設・設備の適正な維持管理と計画的な設備整備により、村民ニーズに対応した魅力あるスポーツ施設の適正な配置を促進します。

2-4-5：オリンピック事前合宿受入れを活かしたスポーツの振興

- オリンピック事前合宿や世界大学水上スキー大会の実績がある大潟村の水上スポーツ環境等を活用し、スポーツ合宿の誘致等、交流人口の拡大を図るスポーツコミッショングループの活動を支援します。

関連する事業

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| ・生涯スポーツ活動推進事業 | ・秋田 25 市町村対抗駅伝ふるさとあきたラン！ |
| ・総合型地域スポーツクラブ支援事業 | 参加事業 |
| ・生涯スポーツ教室事業 | ・体育備品等整備事業 |
| ・チャレンジデー開催事業 | ・新体育館の建替え整備 |
| ・全国市町村交流レガッタ派遣事業 | ・スポーツコミッショングループ活動支援事業 |
| ・スポーツ推進委員活動推進事業 | |
| ・スポーツ施設維持管理事業 | |

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- ・日頃からスポーツに親しみ、楽しむことで心身の健康づくりに励みましょう。
- ・スポーツ施設を大切に使用し、管理に協力しましょう。

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	村民体育館利用者数	R2	16,557人	21,328人
2	村民野球場の利用者数	R2	2,345人	4,401人
3	村民テニスコート利用者数	R2	189人	490人

施策 2-5 干拓博物館の多面的活用と効率的運営

[目指す姿]

- 干拓事業の歴史が、村民共有の財産として適切に保存・継承されています。
- 干拓事業やジオパークを通じて、大潟村の歴史や魅力が発信されています。
- 村の農業、自然環境、芸術文化等が様々な学術発展、生態系等の学習機会として、村民の学びや観光・交流活動に活用されています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 干拓博物館は、八郎潟干拓の歴史、干拓の意義、村存立の意義、干拓技術の遺産などを後世に伝える貴重な資料を記録、展示しており、大潟村の発展の様子、今日の農業の姿や環境などを村民の参画のもと県内外に紹介し、大潟村の内外をつなぐ交流拠点、生涯学習の場としての役割を担っています。
- 干拓博物館には開館以来、村内外から多くの方が来館していますが、近年は村外からの観光客や修学旅行が中心となっており、企画展や博物館教室での村民の参加はありますが、興味がある人のみの参画に限られ、村民全体に博物館の意義が見えづらくなっています。
- 干拓博物館では、村民で構成する大潟村案内ボランティアの会が館内や村内主要施設のガイドを行っており、博物館にとって欠かせない存在となっています。しかし、村民の中でも干拓当初の状況を知り、当時の経験を話すことができる方は今後少なくなっていくと予想されるため、新しく活躍していく人材の発掘、育成とともに、ジオパークと連携を図りながら、干拓博物館の多面的活用や効率的運営について検討を図ります。

図表 来館者数

単位：人

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
20,528	19,354	23,253	19,660	6,951

資料：博物館入館者数資料

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 2-5 干拓博物館の多面的活用と効率的運営

- 2-5-1 : 干拓の歴史の保存と継承
- 2-5-2 : 農業、自然環境、芸術文化等情報発信の推進
- 2-5-3 : 案内ボランティアの活動支援
- 2-5-4 : ジオパークを活かしたネットワーク活動推進
- 2-5-5 : 常設展示や展示機器類の更新、計画的な施設維持管理

村の取り組み（主要施策）

2-5-1 : 干拓の歴史の保存と継承

- 大潟村の成り立ちの記録と記憶について、様々ななかたちでの保存と継承を図ります。

2-5-2 : 農業、自然環境、芸術文化等情報発信の推進

- 干拓博物館を村民の芸術発表の場、自然生態系推移の観察等の情報発信の機会や場として活用を図るとともに、新たな分野の情報発信についても検討を進めます。
- 大潟村の文化芸術や自然環境など、博物館教室では自然環境や一般的な科学工作など多岐にわたる分野を扱い、内容の充実に努めます。

2-5-3 : 案内ボランティアの活動支援

- 干拓博物館の案内ボランティアの育成、新規ガイドの確保に取り組み、活動支援、受入体制の充実を図ります。

2-5-4 : ジオパークを活かしたネットワーク活動推進

- ジオパークは大地環境保全を基本とする研究・発信のほか、ジオパーク同士のネットワーク活動が盛んであることを利用し、全国のジオパークの様々な分野で活躍する方々や団体と交流による、持続可能な地域発展の相乗作用を図ります。

2-5-5 : 常設展示や展示機器類の更新、計画的な施設維持管理

- 主に館内映像資料が古くなってしまっており、村の新しい取り組みを紹介する映像・画像資料を整えていく必要があります。また、屋根全面塗装、冷暖房機器更新、館内照明の全面LED化等、施設自体の補改修も計画的に整備します。

関連する事業

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・企画展示・教育普及事業 | ・大潟草原鳥獣保護区野鳥観察舎管理員 |
| ・男鹿半島・大潟ジオパーク推進事業 | 派遣事業 |
| ・案内ボランティア支援事業 | ・干拓博物館施設整備事業 |

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- | |
|---|
| ・干拓事業の歴史に関心を持ち、学び、広く情報を発信しましょう。 |
| ・文化・芸術や郷土の歴史を積極的に学ぶとともに、その継承活動に協力しましょう。 |

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	大潟村干拓博物館入館者数	R2	6,951人	18,000人
2	大潟村案内ボランティアの会 会員数	R2	21人	21人
3	男鹿半島・大潟ジオパーク推進協議会	R2	1団体	1団体

施策 2-6 国際交流の推進

[目指す姿]

- 国際交流活動や海外研修を通じて、国際感覚豊かな広い視野を持つ人材が育ち、海外での知見が、村づくりにも活かされています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 国際交流については、国際交流協会の協力のもと、日本語教室やふるさと料理交流会などの活動を通じて、村民の国際感覚を高め、多文化共生への理解と人材育成、地域づくりに取り組んでいます。
- 近年では新型コロナウイルスの影響により、交流活動が制限、または中止となる中で、デンマークとの交流がオンラインで行われるなど、新しい生活様式を踏まえ、状況に合わせた交流を継続しています。
- 海外研修では、デンマークへのホームステイを通じた現地の方とふれあい、交流についても、近年は村からの派遣のみとなっており、今後は、新型コロナウイルスの状況を注視しつつ、相互の交流のあり方について検討する必要があります。

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 2-6 国際交流の推進

- 2-6-1 : 国際交流活動と多文化共生の推進
- 2-6-2 : 海外研修事業の推進
- 2-6-3 : 国際教養大学との連携強化
- 2-6-4 : ホストタウンを契機とした国際交流の創出

村の取り組み（主要施策）

2-6-1 : 国際交流活動と多文化共生の推進

- 日本語教室や国際交流に関する団体への支援や交流イベントなどを行っている大潟村国際交流協会の活動に対し、補助金の交付等の支援を行います。
- より多くの村民が国内外の様々な文化への理解を深められるよう、国際交流団体との連携及び活動支援を行います。

2-6-2：海外研修事業の推進

- 「世界一幸福な国」といわれるデンマークで研修を行い、国の仕組みや人々の考え方等を学んで村づくりに役立てます。
- 子ども海外研修については、村との相互交流を基本とした交流に向けて、新たな交流先を引き続き検討します。

2-6-3：国際教養大学との連携強化

- 教育・文化・国際交流、地域振興等の分野において国際教養大学と連携、協力することで、人材育成と多文化共生を推進します。

2-6-4：ホストタウンを契機とした国際交流の創出

- 中学生をデンマークへ派遣し国際感覚の醸成を図るとともにデンマークボート代表の事前合宿から生まれた東京オリンピックレガシーを後世へ引き継ぐため、デンマークに関連した事業を展開します。

関連する事業

- ・村づくり研修事業
- ・子ども海外研修事業
- ・国際教育推進事業
- ・国際交流員の配置
- ・ホストタウン推進事業

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- ・国際交流や地域間交流に关心を持ち、積極的に参加しましょう。
- ・多様な異文化に触れ、理解と多様性を受け入れる寛容な心を持ちましょう。

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	デンマークでの研修回数	R1	1回	1回
2	教育交流の相互派遣数（派遣・受入れ）	R1	1回	2回

基本目標3 一人ひとりが生きがいを持ち、共に支え合いながら元気で健康に過ごす村

施策3-1 健康づくりの推進

[目指す姿]

- 村民全体の健康づくりや介護予防への意識が向上し、それぞれのライフステージに応じた健康づくりに取り組み、誰もが健やかに暮らしています。
- 村民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、自身の健康状態を把握するために、定期的に健診（検診）を受診しています。
- 地域の医療が充実し、身近な医療機関（診療所）として利用されています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 村民一人ひとりの健康寿命を伸ばすためには、早い時期から正しい生活習慣を身につけ、定期的な健康診断の受診を通じて、自分の体の状態を把握しておくことが不可欠です。また、村民の心と体の健康を保つには、生活習慣病予防を軸とする保健指導や各種予防活動、感染症対策の推進、心身の健康に対する支援が求められます。
- 特定健診等受診については、受診率は高いものの、健診受診後の特定保健指導の受診率や要精密検査と診断された後の受診率が低いため、引き続き受診勧奨や検査の重要性を周知していく必要があります。
- 食生活改善を支援する事業や介護予防事業においては、健康寿命の延伸に向けたフレイル※対策等の介護予防と、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施できる体制づくりが求められます。また、参加者が固定化していることや男性参加者が少ない等の課題があるため、周知方法の工夫や、医療と連携した個別の参加呼びかけ等に取り組む必要があります。
- コロナウイルス感染症に代表される新たな感染症についても、引き続き対策が求められており、国・県の動向を踏まえつつ、適切に対応していく必要があります。

※ フレイル：

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下した「虚弱」な状態を指し、健康な状態と日常生活で介護が必要な状態の中間の状態のこと。

図表 特定健診等受診者数

単位：人

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
1,092	1,084	1,124	1,077	284

※令和 2 年は 39 歳以下未実施

資料：保健センター

図表 介護予防教室参加者数（元気はつらつ教室）

単位：人

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
1,452	1,684	1,665	1,504	1,309

資料：地域包括支援センター

図表 介護予防教室参加者数（脳いきいき教室）

単位：人

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
230	735	856	867	643

※平成 28 年は 12 回、平成 29 年から 24 回開催

資料：地域包括支援センター

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 3-1 健康づくりの推進

- 3-1-1 : 地域医療（診療所）の充実
- 3-1-2 : 健康診断・要精密検査の受診率向上
- 3-1-3 : 特定保健指導の充実
- 3-1-4 : 健康相談体制の充実
- 3-1-5 : 予防医療の充実
- 3-1-6 : 運動習慣を身につけることができる環境の整備
- 3-1-7 : 食生活改善の推進
- 3-1-8 : 介護予防事業の充実
- 3-1-9 : 心の健康づくりの推進
- 3-1-10 : 感染症対策の推進

村の取り組み（主要施策）

3-1-1 : 地域医療（診療所）の充実

- 周辺医療機関と連携をとり、身近な医療機関として、村民に信頼され、安心して受診できるよう努めます。

3-1-2 : 健康診断・要精密検査の受診率向上

- 村民が受診結果を自らの健康管理に活かせるよう、毎年の健診（検診）受診の定着・生活習慣病早期予防のための望ましい生活習慣について啓発を行います。
- 総合健診や医療機関健診を実施し、受診機会の確保を図るとともに、要精密検査となつた方に対して受診勧奨を継続して行います。

3-1-3 : 特定保健指導の充実

- 生活習慣病予防のため、生活習慣改善の必要性を伝え、総合検診、医療機関健診を受けた方で対象となった方に対して引き続き特定保健指導の参加を呼びかけていきます。

3-1-4 : 健康相談体制の充実

- 保健センターで行う健康相談のほか、交流サロン「ちょこっと」で血圧測定を行うなど、気軽に健康相談できる体制づくりを図ります。
- 総合検診結果説明会の実施、参加の呼びかけも引き続き行っています。

3-1-5 : 予防医療の充実

- 各担当部署と連携し、健康づくり事業を開催します。また、新たな感染症への予防対策を講じるなど、予防医療の充実を図ります。

3-1-6 : 運動習慣を身につけることができる環境の整備

- スポーレおおがたと連携し、ウォーキングを通じ心身の健康増進を図ります。

3-1-7 : 食生活改善の推進

- 生活習慣病予防のための料理教室及び健康講話を開催します。

3-1-8 : 介護予防事業の充実

- いつでも誰もが参加でき、継続できる環境づくりを進め、住み慣れた地域で生活を送れるように、定期的に介護予防事業を開催していきます。

3-1-9 : 心の健康づくりの推進

- 各関係部署で協力し、村民に対して命の大切さを伝え、悩みごとの相談ができる体制の構築を図ります。

3-1-10 : 感染症対策の推進

- 新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等のほか、新たな感染症が発生した場合に迅速に対応できるよう、備蓄品の整備やワクチンの確保等、感染症拡大防止に向けて柔軟に対応します。
- 様々な媒体を活用し、迅速かつ正確な情報の発信に努め、感染症拡大を抑制します。

関連する事業

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ・医療、介護等に関する相談の実施 | ・一般介護予防事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（転倒予防教室「元気！はつらつ教室」、認知症予防教室「脳いきいき教室」、地域交流サロン等） |
| ・特定健診、各種がん検診 | ・臨床心理士による相談 |
| ・各種健康相談 | ・心の健康づくり研修会 |
| ・総合健診結果説明会 | ・交流サロン事業ちょっと委託 |
| ・成人保健事業 | ・こころの体温計運営事業 |
| ・心の健康づくり事業 | ・自殺予防啓発ちらし配布 |
| ・介護保健事業一般介護予防事業 | ・いのちの教室 |
| ・歯科口腔保健事業 | ・新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業 |
| ・健康ウォーキング事業 | |
| ・栄養教室 | |
| ・介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス・訪問型サービス） | |

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- | |
|---|
| ・各種健（検）診を定期的に受け、日頃から健康管理に努めましょう。 |
| ・バランスの良い食事や適度な運動を心掛けましょう。 |
| ・健康教室等に参加し、自立した生活を送りましょう。 |
| ・介護予防について知る機会を持ち、介護予防・日常生活支援総合事業を積極的に利用しましょう。 |
| ・悩んでいる人のサインや自らの不調に気づき、助けを求め、命を守るための適切な対応ができるよう努めましょう。 |

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	特定健診受診率	R1	59.2%	70.0%
2	健康ウォーキング事業参加者数	R2	55人	60人
3	栄養教室参加者数	R2	62人	72人
4	介護予防教室参加者数（元気！はつらつ教室）	R2	1,309	1,374人
5	介護予防教室参加者数（脳いきいき教室）	R2	643人	675人
6	要介護認定率	R2	11.6%	13.5%

施策 3-2 地域福祉の充実と地域包括ケアシステムの構築

[目指す姿]

- 地域包括ケアシステムの構築の深化が着実に進み、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ちながら安心して暮らしています。
- 村民が互いに支え合い、つながりを持った地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援に向けた体制づくりや人材育成、福祉教育の充実に取り組んでいます。
- 村の特色である農業を活かした福祉活動の推進と福祉環境の整備が進んでいます。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 地域福祉の推進にあたっては、「個人や家族で解決する」(自助)、「地域の人たちが協力して解決する」(互助)、「相互扶助による制度で解決する」(共助)、「行政サービスによって解決する」(公助)、さらに、これらの組み合わせによって解決していくことが求められています。
- 近年は、社会構造の変化などにより、高齢者、障がい者、児童といった個別の福祉サービスだけでは解決できない困りごとや悩みごとを抱える、いわゆる「制度の狭間」にいる人に対する支援のあり方が課題となっています。
- 村民が抱える多様化・複雑化した生活課題を解決するため、関係する機関が連携して対応する仕組みを構築し、これまで実施してきた多機関の協働による包括的支援事業をベースとした重層的支援体制整備事業を新たに実施します。
- 保健福祉サービスの利用しやすい環境づくりでは、村や関係機関等が実施している各種支援サービスの内容を知らない村民もみられるため、緊急時や困りごとが生じた際に、利用を希望する情報にたどり着き、安心してサービスが利用できるよう、支援体制や情報提供方法について検討する必要があります。
- 福祉医療費支給事業は、現状では小中学生の所得制限を撤廃して福祉医療の受給対象としていますが、村民のニーズや負担軽減のため、将来的に高校生や精神障がいのある方等への福祉医療費の支給範囲の拡大を検討する必要があります。
- 低所得者への支援については、その背景に複合的な問題を抱えている場合も多いことから、個々の状況に応じた相談等、安心と自立を支える社会保障制度の実施に取り組みます。

図表 なんでも相談センター相談件数

単位：件

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
11	39	50	76	141

資料：福祉保健課

図表 福祉医療扶助費

単位：千円

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
29,050	29,896	26,961	25,508	24,404

資料：福祉保健課

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 3-2 地域福祉の充実と地域包括ケアシステムの構築

- 3-2-1 : 地域包括ケアシステムの推進
- 3-2-2 : 多機関協働の推進
- 3-2-3 : 地域福祉活動体制の整備と充実
- 3-2-4 : 農福連携の推進
- 3-2-5 : 人材育成と福祉教育の充実
- 3-2-6 : 福祉医療の充実
- 3-2-7 : 成年後見制度の利用促進
- 3-2-8 : 生活困窮者・低所得者への支援

村の取り組み（主要施策）

3-2-1 : 地域包括ケアシステムの推進

- 地域における高齢者福祉の総合的なマネジメントを担う機関として、村直営で地域包括支援センターを運営し、村内の各福祉施設や居宅介護支援事業所、各介護サービス事業所との情報交換や適切な指導を通じ、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう地域包括ケアシステムの構築を行います。

3-2-2 : 多機関協働の推進

- 村民が抱える多様化・複雑化した生活課題を解決するため、関係する機関が連携して対応する仕組みを構築します。また、国の補助事業を活用し、社会福祉協議会になんでも相談支援センターを設置し、断らない相談窓口として相談支援業務を実施します。

3-2-3 : 地域福祉活動体制の整備と充実

- 住み慣れた地域で自分らしく生活していくよう、行政や福祉関係者だけでなく、村民をはじめ、地域に関わるすべての人と協働し、互いに支え合う包括的な支援体制を構築します。

3-2-4 : 農福連携の推進

- 村の未利用地を活用して、高齢者や障がい者、引きこもりがちな方々が参加してかぼちやの生産を行う農福連携ファームの運営を支援し、社会参加や交流の機会を創出します。

3-2-5 : 人材育成と福祉教育の充実

- 村内福祉団体及びボランティア団体等が実施する研修事業や活動を支援し、地域福祉活動へ参画する支援者の育成やスキルアップを図ります。
- 社会福祉協議会が実施する、小、中学生、高校生へのボランティア体験を推進するほか、人権教室の開催、認知症サポーター養成講座等を通し、地域福祉への関心を高め、担い手の育成を図ります。

3-2-6 : 福祉医療の充実

- 障がいのある方や乳幼児、小中学生、ひとり親家庭の児童に対し、福祉の増進と生活の安定を図るため、経済的負担を軽減し、安心していつでも診療が受けられるよう、医療費の助成を行います。令和4年度からは、対象を高校生まで拡大します。

3-2-7 : 成年後見制度の利用促進

- 判断能力が十分でない認知症高齢者や障がい者（知的障害・精神障害）の権利を守るために、成年後見制度利用促進基本計画を整備し、実情に応じた利用促進を図ります。

3-2-8 : 生活困窮者・低所得者への支援

- 生活困窮者・低所得者が社会的、経済的に自立できるよう、関係機関と連携のもと、個々の状況に応じて、相談支援をはじめ生活福祉資金の貸付や生活支援等により、自立を促進します。

関連する事業

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| ・生活支援体制整備事業 | ・福祉教育の推進 |
| ・重層的支援体制整備事業 | ・福祉医療費支給事業 |
| ・なんでも相談支援センターの設置 | ・成年後見制度の普及・啓発 |
| ・農福連携の推進 | ・相談体制の整備 |
| ・民生・児童委員協議会との連携 | ・総合相談支援の体制整備 |
| ・村民センター、ふれあい健康館等の整備 | ・住民と行政等との協働による包括的な支援体制づくり |
| ・地域包括ケアシステムの構築 | ・納税相談 |
| ・農福連携ファームの運営への支援 | |
| ・福祉ボランティア団体等への支援 | |

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- ・行政や福祉関係者だけではなく、村民一人ひとりが福祉への関心を持ち、ともに生きる社会の実現に努めましょう。
- ・地域福祉活動に参加するなど、ボランティア活動に興味を持ち、支援が必要な人に対し声をかけるなど、地域の中で助け合い、支え合う活動を実践しましょう。

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	農福連携ファーム作業延べ参加者数	R2	410人	460人
2	ボランティア団体登録数	R2	20団体	22団体

施策 3-3 高齢者福祉の充実

[目指す姿]

- 「日本一元気な長寿村」を目指し、村内の高齢者が、様々な機会で役割を担い、活躍するなど、いきいきと暮らしています。
- 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、介護保険制度の適正な運営のもとで、生活環境の設備と介護・福祉サービスの充実が図られています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 令和 2 年の国勢調査人口では、高齢化率が 31.7% となり、高齢者を取り巻く環境が変化する中で、村では、高齢者が地域社会と関わりながら主体的に活躍できるよう、生きがいづくりや交流できる場の創出を推進しています。
- 今後ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者など、支援が必要な高齢者は増えることが見込まれます。そのため、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、生活支援サービスの提供体制の構築、高齢者を見守る体制づくりなど、地域社会全体で高齢者を支えていく仕組みづくりが求められます。
- 高齢者の増加とともに、介護サービスの需要増加が見込まれることから、在宅での日常生活の継続を支援し、高齢者が健康で自立した生活を送れるようにするとともに、必要となる介護サービスの提供に必要な人材の確保や家族の負担軽減を図るためにサービスの充実に取り組む必要があります。

図表 老人クラブ加入率

単位：%

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
22.9	23.2	24.6	24.9	23.6

資料：福祉保健課

図表 認知症カフェ参加者数

単位：人

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
84	94	115	141	104

資料：福祉保健課

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 3-3 高齢者福祉の充実

3-3-1：生きがいづくりの推進

3-3-2：自立支援と生活環境の整備

3-3-3：認知症への理解と対策の推進

3-3-4：介護・福祉サービスの充実

村の取り組み（主要施策）

3-3-1：生きがいづくりの推進

- 高齢者の健康づくりや社会参加、生きがい活動を促進するため、生涯学習、スポーツ、レクリエーションなど、高齢者の主体的な活動を通じた生きがいづくりや交流できる場の創出を推進します。
- 高齢者の閉じこもり防止、仲間づくり、世代を超えた交流を目的とした活動を支援します。

3-3-2：自立支援と生活環境の整備

- 住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、村民が担い手として参加する村民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、農協、民間企業、シルバーパートナーセンター等の多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進します。
- 地域のネットワークにより、多様な主体による見守り活動を行い、高齢者の自立した地域生活を支えます。今後も住み慣れた地域で安心して生活できるよう、見守り参加者の拡大に努めます。

3-3-3：認知症への理解と対策の推進

- 認知症カフェや認知症サポーター養成講座を継続し、認知症への理解と気軽に話せる場を提供します。
- 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けるために、認知症の人や家族に対する地域の理解及び支援体制の充実を図ります。

3-3-4：介護・福祉サービスの充実

- 在宅での日常生活の継続を支援するため、一人ひとりのニーズに沿った介護・福祉サービスの充実に努めます。

- 在宅で家族が介護を継続できるよう、介護者相互の交流等による介護負担の軽減、家計負担軽減策の充実を図ります。
- 介護サービス事業所で働く職員が、仕事に対する誇りとやりがいを持って働き続けられるよう、指定管理者と連携し、労働環境の整備に努めます。

関連する事業

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| ・老人クラブ連合会社会活動促進事業 | ・ひだまり苑等管理運営事業 |
| ・園芸福祉活動委託事業 | ・はり・きゅう・マッサージ療養 |
| ・柿木管理委託事業 | ・生活支援体制整備事業 |
| ・高齢者いきいき活動支援事業 | ・高齢者見守り事業 |
| ・敬老・金婚祝い事業 | ・高齢者救急通報システム事業 |
| ・高齢者バス利用支援事業 | ・認知症総合支援事業（認知症カフェ、認知症ケアパス） |
| ・高齢者等福祉入浴扶助事業 | ・要援護者支援事業 |
| ・高齢者等配食サービス扶助事業 | ・在宅介護支援事業 |
| ・高齢者福祉施設管理運営事業 | |
| ・ふれあい健康館管理運営事業 | |

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- ・高齢者団体や高齢者サークルが行う交流活動に積極的に参加し、介護予防や心身の健康の維持、生きがいづくりに努めましょう。
- ・自立した生活を送るため、個々の状況に応じて適切にサービスを利用しましょう。
- ・高齢者の人権を尊重し、虐待などの早期発見と未然防止に努めましょう。
- ・地域のニーズや動向を踏まえ、計画的な介護・福祉サービス基盤の整備を実現しましょう。

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	老人クラブ加入率	R2	23.6%	25.0%
2	認知症カフェ参加者数	R2	104人	109人

施策 3-4 障がい者（児）福祉の充実

[目指す姿]

- 障がい者（児）とその家族が安心して社会生活を営むことができる環境や相談支援体制を整備され、地域でいきいきと安心して暮らしています。
- 障がいの有無に関わらず、互いを尊重し合い、教育、就労、社会参加の機会等を通じて、その人らしく自立した生活を目指しています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 障がいへの理解は、地域で暮らす様々な場面で求められていることであり、ともに地域で暮らす一員として、障がいに対する理解を深め、家庭や地域、学校、会社や子どもから大人まで、すべての村民が互いに尊重し合う取り組みが引き続き求められます。
- 障がい者（児）福祉においては、乳幼児から高齢者まで幅広い世代において障がいを抱える可能性があり、障がいにより日常生活は大きく変化することからそれぞれのライフステージや各個人の生活環境に応じた支援が求められます。
- 障がい福祉サービス等を必要とする障がい者（児）の把握に努め、対象となりうる人に直接勧奨を行うなど、より積極的な支援を行うとともに、潜在的なニーズを掘り起こし、健診や広報等を通じて制度の周知や相談体制の充実を図る必要があります。
- 障がいの種別や程度に応じて必要とするサービスが異なるため、必要なサービスを利用できるよう、一人ひとりの多様なニーズに応えられる福祉サービスの量と質を確保するとともに、障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行に向けた支援体制を整備することが求められます。

図表 福祉施設利用者のうちの一般就労移行者数

単位：人

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
0	0	0	0	0

資料：第 6 期大潟村障がい福祉計画

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 3-4 障がい者（児）福祉の充実

3-4-1：日常生活を支える環境の整備

3-4-2：相談体制の充実

3-4-3：教育、就労、社会活動への支援

村の取り組み（主要施策）

3-4-1：日常生活を支える環境の整備

- 障がい者（児）への差別や偏見を解消し、ともに暮らせる地域づくりに向けて、障がいへの理解に向けた普及啓発を行います。
- 障がい者（児）が住み慣れた地域の中で安心して生活を続けていくために、在宅福祉サービスをはじめ、日常生活を支える環境を整備します。
- サービスのきめ細かな提供とともに、グループホームをはじめとする居住の場の確保等について、近隣市町とともに検討を進めます。
- じん臓機能障がいがあり、人工透析を受ける方の通院費用（タクシー等）を補助するなどの移動を支援します。

3-4-2：相談体制の充実

- 近隣の相談支援事業所と連携し、障がい者（児）及びその支援者からの相談に対応する体制を整え、相談者の生活全般を見据えた支援につながるよう充実を図ります。

3-4-3：教育、就労、社会活動への支援

- 村の特色ある農業を活かした教育・就労等の機会を充実させるため、関係機関との連携を強化します。
- 地域活動支援センターの業務を業者に委託し、障がい者（児）の活動の場を整えます。

関連する事業

- ・ じん臓機能障がい者等通院交通費支援事業
- ・ 福祉医療費支給事業
- ・ 農福連携推進事業

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- ・地域で生活する障がいのある人に対して、偏見のない理解を深め、手助けが必要なときには支援を積極的に行いましょう。
- ・企業や事業者は、障がいのある人の法定雇用率の遵守に努めましょう。

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	施設入所者数	R2	2人	2人
2	じん臓機能障がい者等通院費支援事業利用者数	R2	3人	3人
3	福祉施設利用者のうちの一般就労移行者数	R2	0人	0人

基本目標4 地域の絆を大切にし、世代間交流が活発で 楽しく暮らす村

施策4-1 自治会活動、ボランティア団体などへの支援

[目指す姿]

- 自治会活動や村民同士の交流が活発で、地域に関心がある村民が増えています。
- 各種団体の活動や世代間交流が活発に行われ、村民同士の関わりが深いコミュニティとなっています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 少子高齢化や生活様式の変化等により、地域では複雑で多様な生活課題を抱えるようになってきました。こうした課題の解決には行政だけでなく、村民や各団体の協働により対応していく必要があります。そのためには、自治会や団体活動等、地域コミュニティが活発に行われ、村民が地域に深く関心を持つことが望まれます。
- 全国的な傾向では、世帯構造や生活様式の変化、世代間の多様な価値観の存在により、地域のつながりの希薄化が憂慮されるなか、大潟村においては活発な自治会活動が維持されており、今後もこうした活動を支援していく必要があります。
- 各種団体においては、新規加入者の減少や、高齢化による活動の停滞や会員不足、後継者不足といった課題があり、世代間交流の場の創出等により活発な団体活動へつなげていく必要があります。

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策4-1 自治会活動、ボランティア団体などへの支援

4-1-1：自治会・コミュニティ組織の活動に対する支援

4-1-2：各種団体の活動に対する支援

村の取り組み（主要施策）

4-1-1：自治会・コミュニティ組織の活動に対する支援

- 各自治会の共同活動や交流事業への支援、地域によるコミュニティ施設の適正な管理を通じて、村民が地域に関心を持ち、地域のつながりの深化を図ります。

4-1-2：各種団体の活動に対する支援

- 各種団体の活動支援や多世代交流の機会の創出により、地域の多様な活動を促すことで、世代間交流が活発な地域を形成します。

関連する事業

- ・コミュニティ推進事業

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- ・自分が暮らす地域やコミュニティに関心を持ち、地域行事等に積極的に参加しましょう。
- ・村民の相互交流を活発にし、多様な活動を実施しましょう。
- ・事業者は、地域の一員として、自治会や団体が実施する活動に積極的に協力しましょう。

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	地域とつながりを持って暮らしている割合 （「とてもそう思う・どちらかといえばそう思う」の割合）	R2	68.3%	80.0%

施策 4-2 村での暮らしの充実を支援

[目指す姿]

- 村内外での交流や仲間づくりを通じて、新たなコミュニティの創造や誰もが気軽に集える居場所づくりにつながり、充実した暮らしを送っています。
- ふるさと会での交流が、より広い視点から村の発展を考える機会となっています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 長寿社会の到来、さらには価値観の多様化が進むなか、「人生 100 年時代」という言葉が広く用いられるようになり、これからは、教育、仕事、老後といった単線型の生き方ではなく、学びや働き方、暮らし方など、多様な「人生の再設計」が求められています。
- 100 年という長い期間をより豊かで充実したものとするためには、健康寿命の延伸と併せて、すべての世代に多様な居場所や活躍の場があり、様々な立場から元気に活躍し続けられる機会が求められます。
- 大潟村では、村での暮らしを充実させ、多様な活躍の機会を創出する自宅や職場以外の居場所（「サードプレイス※」）として、村内外との交流や仲間づくりを支援し、自宅や仕事場以外の居場所づくりを推進していますが、参加者や利用者が減少傾向、固定傾向にあり、推進の工夫が必要となっています。

* サードプレイス：

コミュニティにおいて、家（第 1 の場所）、職場（第 2 の場所）以外で、自分の拠り所となる場所のことを指し、家や職場で様々な役割を全うするなか、自分らしくいられる居場所は、ストレスや精神的不安を軽減する効果があるとされ、人々の生活に潤いを与え、社会全体としても文化や心の豊かさを育む場として、期待されています。

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 4-2 村での暮らしの充実を支援

- 4-2-1：村内外の同世代や多世代交流、仲間や場づくりの推進
- 4-2-2：家・仕事場以外の居場所づくりの支援
- 4-2-3：ふるさと会活動の支援

村の取り組み（主要施策）

4-2-1：村内外の同世代や多世代交流、仲間や場づくりの推進

- 住区や各種団体における活動をはじめ、各講座や教室等を通じて、村内外の同世代や多世代交流、仲間や場づくりを推進します。

4-2-2：家・仕事場以外の居場所づくりの支援

- 住区や各種団体の活動に対する支援や福祉事業を通じて、誰もが気軽に集える居場所づくりに努めるほか、村民相互の交流に向けて、既存のイベント・行事へ支援します。
- 自宅や職場以外の居場所づくりについての理解を深め、ボランティアや社会貢献活動、趣味や特技を活かした地域活動、生涯学習活動等、居心地の良い新たな居場所となるコミュニティの形成を支援します。

4-2-3：ふるさと会活動の支援

- 首都圏に住む村出身者や村に縁のある方々による大潟村ふるさと会の活動を支援し、会員相互の親睦交流を深めます。

関連する事業

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・放課後子ども教室事業 | ・高齢者生きがいづくり支援事業 |
| ・社会教育団体等バス研修支援事業 | ・大潟村ふるさと会支援事業 |
| ・冬季ふるさとまつり事業 | |

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- | |
|--|
| ・様々な交流や仲間づくりの機会を創出する取り組みに、積極的に参加しましょう。 |
| ・あいさつや声かけなどを通じて、地域や近所でお互いの顔の見える関係を築き、地域との関わりを深めましょう。 |

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	ふるさと会 会員数	R2	60人	65人
2	仕事などに生きがいを感じつつ、余暇などを楽しみながら暮らしている村民割合 (とてもそう思う・どちらかといえばそう思う割合)	R3	68.9%	78.9%

施策 4-3 移住・定住の促進

[目指す姿]

- 安全・安心で快適な住環境、空き家等の活用が、移住希望者への住まいの確保につながっています。
- 村外から“大潟村に関わる”機会が増え、交流・関係人口の増加につながっています。
- 移住希望者へのきめ細かな支援を通じて、定住を実現しています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 移住・定住の促進は、移住希望者が希望を持って移り住み、定住に結びつくよう、きめ細かな支援体制を構築することで人口減少に歯止めをかけ、村への新しい人の流れを創り出す取り組みです。仕事や暮らしに対する考え方が多様化し、地方への移住に関心が高まっているなか、複数の移住候補地から大潟村を選択してもらえるよう、これまで以上に実効性の高い移住施策の推進が求められます。
- 人口の社会増減については、近年は転入、転出が概ね均衡する状況が続いているが、今後「社会増」を目指し、人口維持していくためには、村内における就農、就職の促進だけではなく、Uターン、Iターン、子育てのための移住の支援等、さらなる移住・定住の施策を講ずる必要があります。
- 住環境については、宅地分譲や定住化促進住宅の建設等、これまでの取り組みにより、村外からの転入については一定の成果を挙げていますが、提供可能な住宅ストックを確保するためにも、引き続き空き家等の状況を的確に把握し、必要な支援を講じる必要があります。
- 移住者の大きな増加は望めない一方で、今後は、観光で訪れた「交流人口」でもなく、移住した「定住人口」でもない、村外に居住しながらも村や村民と関わり、継続的に地域に貢献する「関係人口」を活かした取り組みも重要となります。

図表 人口の社会増減

単位：人

平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
△13	20	△2	5	△4

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 4-3 移住・定住の促進

4-3-1 : 移住・定住情報の発信強化

4-3-2 : 移住者の受入体制の整備と移住・定住者ニーズに即した支援

4-3-3 : 村営住宅等の整備

4-3-4 : 情報発信者の入村促進や活動支援

4-3-5 : 空き家等の活用

4-3-6 : 関係人口の拡大

村の取り組み（主要施策）

4-3-1 : 移住・定住情報の発信強化

- 住まいをはじめ、仕事や子育て環境、生活環境といった情報の各種パンフレットを作成し、情報を広く効果的に発信します。
- 移住・定住に関する相談に、ワンストップで対応できるよう、村での生活に必要な情報の収集、提供に努め、希望者に寄り添ったサポート体制の構築を図ります。

4-3-2 : 移住者の受入体制の整備と移住・定住者ニーズに即した支援

- 良質な分譲宅地の安定供給と定住化促進住宅の提供に努め、移住希望者の住環境確保を支援します。
- 移住・定住者のニーズに即した支援を検討し、村全体で移住者をサポートする体制整備を行います。
- 子育て世帯のニーズに合った住環境や子育て支援等、福祉分野とも連携を図りながら、子育て世代の希望に寄り添い、きめ細かに対応します。
- 地域課題の解決や集落の新たな担い手として、地域おこし協力隊を受け入れる住環境の確保に努め、活動への支援とともに、地域への定着に向けた支援を行います。

4-3-3 : 村営住宅等の整備

- 老朽化した村営住宅の建替整備を計画的に実施し、安全・安心で快適な住宅の供給に努めます。

4-3-4 : 情報発信者の入村促進や活動支援

- 大潟村に居住し、様々な分野で活動し、広く内外に情報を発信する大潟村情報発信者の入村を促進し、大潟村の知名度向上や魅力を発信するインフルエンサーとして、活動を支援します。

4-3-5 : 空き家等の活用

- 空き家等の実態把握に努めるとともに、空き家の利活用を図ります。
- 広報等を通じて空き家を発生させない、放置しないための啓発に努めます。空き家等の所有者に住宅の適正な維持・管理を推進するとともに、必要な支援を講じます。

4-3-6 : 関係人口の拡大

- 村外に居住する村出身者や村に縁がある人等、様々なかたちで村に関わっていただいている方々とのつながりを大切にしながら、さらなる関係人口の創出と可視化を図るための仕組みを検討していきます。
- 大潟村応援大使の居住地や職域において発信される情報等を通じて、村の魅力や知名度を高める機会として活かし、ふるさと応援寄附の拡大や観光客の誘致等につなげます。

関連する事業

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・ 移住相談、移住体験 | ・ 情報発信者入村事業 |
| ・ 中央3番地内宅地分譲 | ・ 空き家対策（空き家バンク） |
| ・ 移住・就業支援事業 | ・ 大潟村応援大使事業 |
| ・ 地域おこし協力隊事業 | ・ 大潟村ふるさと会支援事業 |
| ・ 北1丁目村営住宅建替事業 | ・ ふるさと応援寄附推進事業 |

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- | |
|--|
| ・ 様々な機会を活かした交流に積極的に関わるとともに、移住してくる人も暮らしている人も、ともに暮らしやすい環境づくりに努めましょう。 |
| ・ 空き家等の利活用を図るとともに、適切な管理に努めましょう。 |
| ・ 移住してくる人が馴染めるよう、様々な交流を開くなど、地域で歓迎しましょう。 |
| ・ インターンシップの受入や雇用環境の充実を図り、移住してきた人が活躍できる雇用の場を提供しましょう。 |

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	移住者数（累計）	R2	46人	196人
2	宅地分譲の販売（累計）	R3	20区画	30区画
3	定住化促進住宅入居率	R3	100%	100%
4	村営住宅建替戸数	R3	0戸	40戸

施策 4-4 出会い・結婚の希望をかなえる仕組みづくり

[目指す姿]

- 大潟村ポルダー結婚支援センターの認知度とイメージが向上し、気軽に利用できる体制にあります。
- 結婚を希望する方への支援が“大潟村で出会い、子どもを産み、育てたい”、“大潟村に住み続けたい”意識につながっています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 若い世代が望む出会いや結婚に至る機会づくりをサポートするため、村では、大潟村ポルダー結婚支援センターを設置し、若者や未婚者の交流、異業種間の交流等、多様な出会い・交流の機会を創出しています。
- 誰もが結婚に希望を持てる機運を醸成するために、セミナーの開催や他市町村や団体等と連携した取り組みの検討と併せて、大潟村ポルダー結婚支援センターの認知度とイメージの向上を図り、気軽に利用できる環境づくりを進める必要があります。
- 結婚したくても経済的理由から結婚に踏みきれないカップルについても、希望をかなえられるような支援に取り組むなど、引き続き出会い・結婚の希望をかなえる仕組みづくりを進める必要があります。

図表 未婚者の生涯の結婚意識「いずれ結婚するつもり」（出生動向基本調査）

単位：%

	平成 22 年	平成 27 年
男性	86.3	85.7
女性	89.4	89.3

資料：国立社会保障・人口問題研究所

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 4-4 出会い・結婚の希望をかなえる仕組みづくり

- 4-4-1：結婚につながる活動に対する支援
- 4-4-2：出会いから結婚に至るまでの支援体制の強化
- 4-4-3：結婚に関する情報発信の強化と意識の醸成

村の取り組み（主要施策）

4-4-1：結婚につながる活動に対する支援

- 結婚を望んでいても、出会いの場がつくれず、また経済的な面であきらめざるを得ない若者も少なくないことから、その希望をかなえられるような支援を推進します。

4-4-2：出会いから結婚に至るまでの支援体制の強化

- 大潟村ポルダー結婚支援センターの認知度とイメージの向上を図り、気軽に利用できる環境づくりを進めます。

4-4-3：結婚に関する情報発信の強化と意識の醸成

- 婚活意識の醸成を図るセミナーの開催や他市町村や団体等と連携した取り組みを進めます。

関連する事業

・ポルダー婚活事業

・結婚新生活応援事業

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- ・結婚支援に関する各種イベントへの参加を知人等へ呼びかけてみましょう。
- ・大潟村ポルダー結婚支援センターの利用や婚活イベントなどに積極的に参加しましょう。

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	結婚支援事業を通じた成婚数の累計	R2	3組	7組

基本目標5 大潟村特有の自然を大切にし、資源を有効活用して自然と人間が共生する村

施策5-1 環境保全の推進

[目指す姿]

- 村の多様な生態系や、大潟村特有の「湿地性里山環境」の保全に取り組み、豊かな自然環境が守られています。
- 村民の環境保全意識が醸成され、人の生活空間と自然との調和、人と自然が共生する村となっています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 八郎潟干拓から50年が経過し、農業を中心に豊かな自然を育み、暮らしを営んできました。村内には、田畠を含む大潟村特有の自然環境である「湿地性里山環境※」が形成され、チュウヒ等の絶滅危惧種の繁殖地やガン・カモ類等の渡り鳥の飛来地をはじめとして、多様な生態系が築かれています。
- 村内の多様な生態系や自然環境を保全していくために、引き続き、自然を身近に感じる環境や機会を持ち、自然と人間が共生していく村民の環境保全意識の醸成を図るなど、村特有の「湿地性里山環境」の保全と活用を進め、大切な地域資源として次の世代へ継承していくことが求められます。

※ 湿地性里山環境：

湿地と里山の特性を併せ持った環境のこと。周囲を調整池や承水路で囲まれ、干拓地内に広大な水田が広がり、ヨシ原や防災林が広がる大潟村は、「湿地性里山」と言えます。

図表 干拓博物館生物多様性イベント参加者

単位：人

平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
116	56	84	71	— ※未開催

資料：干拓博物館

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 5-1 環境保全の推進

5-1-1 : 生物多様性の普及啓発

5-1-2 : 環境保全意識の醸成と PR

5-1-3 : 湿地性里山環境の保全と活用

村の取り組み（主要施策）

5-1-1 : 生物多様性の普及啓発

- 干拓博物館の関連企画と連携し、啓発資料の展示や自然観察会等のイベントを通じて多様な生態系を守り、環境を保全する普及啓発を推進します。

5-1-2 : 環境保全意識の醸成と PR

- 自然環境をはじめ、村内の環境保全に地域全体で取り組むため、村民や事業所等に対し、自然にやさしい生活や事業活動等に関する各種情報発信を行い、村内の環境保全意識を醸成します。
- 環境保全に寄与する各課の事業や取り組みを毎年の進捗としてとりまとめ、審議会への報告、ホームページに掲載することで、環境保全の推進につなげます。

5-1-3 : 湿地性里山環境の保全と活用

- 様々な事業を通じて、村の特徴である湿地性里山環境の保全と活用を図ります。

関連する事業

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ・企画展示・普及事業 | ・環境美観維持対策事業 |
| ・農地水多面的機能支払交付金事業 | ・環境保全型農業直接支払交付金事業 |
| ・農業用使用済プラスチック適正処理支援事業 | ・生分解性資材普及拡大事業 |
| ・大潟村有機農業推進事業 | ・八郎湖水質改善対策事業 |
| ・防災林地内整備事業 | ・環境基本計画の推進 |
| ・松くい虫防除対策事業 | |

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- | |
|--|
| ・村内の生物の多様性や湿地性里山環境など、環境保全意識への理解を深め、豊かな自然環境の保全に地域全体で取り組みましょう。 |
| ・生活環境の悪化や汚染、水質汚濁等につながる行為をしないように心がけましょう。 |

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	干拓博物館生物多様性企画への協賛 生物多様性啓発事業の実施回数（共催含む）	R2	1回	2回
2	自然観察会参加者数	R2	0人	50人

施策 5-2 地球温暖化対策の普及・啓発

[目指す姿]

- 2050 年に自然エネルギーを 100% 活用する村の実現に向けて、二酸化炭素排出量の削減や再生可能エネルギー活用の取り組みが進んでいます。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 今日における環境問題は、日常生活や事業活動等による環境負荷の増大が原因と言われています。その影響は地球規模に広がり、将来の世代にも及ぶものとなっています。特に、地球温暖化は人類の生存基盤に関わる最重要課題の 1 つであり、こうした地球規模の環境問題を抜本的に解決するには CO₂ に代表される温室効果ガスの大幅な削減が必要とされています。
- 環境問題に対する村民の意識を高めるために、村では村民の学習機会を創出するほか、一般家庭や公共施設における省エネルギー化に取り組むなど、家庭・学校・職場等のあらゆる場面において、省エネルギー化や資源の有効活用等の取り組みを進めています。
- 国では令和 2 年 10 月に、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル※を目指すことを宣言しました。大潟村においても、ゼロカーボンシティの表明を行い、2050 年を目途に自然エネルギー 100% の村づくりの実現に向けて、二酸化炭素排出量の削減や再生可能エネルギーの活用等により、化石燃料の使用量を削減し、地球環境にやさしい取り組みを推進しています。

※ カーボンニュートラル：

事業活動等から排出される二酸化炭素などの温室効果ガスのすべてを吸収・除去し、排出量をプラスマイナスでゼロにしようという考え方です。

図表 太陽光発電容量

単位 : kW

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
1,867	1,867	1,867	1,867	1,877

資料：生活環境課

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 5-2 地球温暖化対策の普及・啓発

5-2-1：地球温暖化対策への取り組みの強化

5-2-2：再生可能エネルギーの導入促進

村の取り組み（主要施策）

5-2-1：地球温暖化対策への取り組みの強化

- 「自然エネルギー100%の村づくり」へのチャレンジを実現するために、村内における地球温暖化防止、脱炭素社会の実現に向けた環境にやさしい取り組みについて積極的に情報を発信し、普及啓発に努めます。
- ソーラースポーツラインの維持管理、イベント支援を通じて、技術者育成に寄与するとともに、地球温暖化防止への意識醸成を図ります。

5-2-2：再生可能エネルギーの導入促進

- 「自然エネルギー100%の村づくり」へ向けて、家庭用の太陽光発電設備や蓄電池の導入支援を行うなど、再生可能エネルギーへの転換を推進します。
- 再生可能エネルギーをつくる技術として、もみ殻、稻わらを利用した熱供給、水田由来のバイオマス資源の循環活用、その他車両のEV化や風力発電など、新たな技術の導入について引き続き検討し、脱炭素社会に向けた地域づくりを推進します。

関連する事業

- ・脱炭素型地域づくりモデル形成事業
- ・地球温暖化防止対策事業

- ・自然エネルギー地産地消推進事業
- ・家庭用発電設備等導入事業

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- ・車の利用回数を減らす、節水・節電を心がけるなど、日頃から省エネルギー・省資源に向けて具体的に行動し、環境にやさしい暮らしを実践しましょう。
- ・家庭内での再生可能エネルギーの利用を導入する際は、太陽光発電や蓄電池等の家庭用発電設備の導入を検討してみましょう。

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	太陽光等の再生可能エネルギー発電量	R2	1,877Kw	12,000Kw
2	バイオマスエネルギー活用施設の整備数	R2	0箇所	2箇所

施策 5-3 循環型社会への取り組み

[目指す姿]

- 村民一人ひとりが、ごみの減量化や資源化に重要性を理解し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の生活に積極的に取り組んでいます。
- ごみ収集、適正な処理の体制が整備され、村民・事業所・行政が一体となって、それぞれの役割のもと、循環型社会に向けて行動しています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 現在の大量生産・大量消費型社会は人々の暮らしを豊かにしましたが、同時に廃棄物埋立地の不足、地球温暖化、資源の枯渇などといった環境問題を地球規模で引き起こしています。こうした問題の解決にあたっては、村の役割である廃棄物処理が重要な役割を担っています。
- 大潟村で排出されるごみは、八郎湖周辺地域にある 5 市町村（男鹿市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）で共同運営・管理している八郎湖周辺クリーンセンターにおいて中間処理され、最終処分については、村内に管理型最終処分場がないため、男鹿市、五城目町、井川町に埋立処分を委託しています。
- 環境保全の重要性が叫ばれるなか、大潟村におけるごみの排出量は近年ほぼ横ばい傾向にあり、ごみの分別もさらなる改善の余地があります。そのため、引き続きごみ分別の周知徹底と適正処理及び 3R*（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、循環を基調とした、できるだけごみを出さない社会の実現に向けた取り組みを一層進める必要があります。
- ごみの減量化にあたっては、一人ひとりが自らの生活様式に起因するという意識を高め、日常生活の中でごみや廃棄物の発生を抑制し、資源の回収や再生に取り組むことが重要となります。

* 3R（リデュース、リユース、リサイクル）：

リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の 3 つの R (アール) の総称です。リデュースは、ごみとなるものを減らす、リユースは繰り返し使う、リサイクルは資源として再利用することを意味します。

図表 一般廃棄物処理量

単位：t

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
1,131	1,123	1,152	1,124	1,100

資料：八郎湖周辺一部事務組合

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 5-3 循環型社会への取り組み

5-3-1 : 適正な廃棄物処理の推進

5-3-2 : 3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動の推進

村の取り組み（主要施策）

5-3-1 : 適正な廃棄物処理の推進

- 一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画に基づき、持続可能なごみ処理体制の確立及び適正処理を図ります。
- 効率的なごみ処理を実現するため、一部事務組合や事業者と連携し、ごみ処理施設の適正な維持管理、処理能力の長期維持に努めます。

5-3-2 : 3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動の推進

- 村民や事業者に対して、ごみを減らす3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、ごみの分別や減量化、再資源化等による環境負荷の低減を図ります。
- ごみ分別の徹底のほか、刈草落葉の有効活用、不用衣類回収等に対する村民への協力を促し、活動を通じてごみの減量化、再資源化への取り組みを推進します。

関連する事業

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ・ごみ減量化推進事業 | ・ごみ処分場整備事業 |
| ・ごみ処分場管理事業 | ・廃棄物処理事業 |
| ・八郎湖周辺清掃事務組合事業 | ・農業用使用済プラスチック適正処理支援事業 |

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- ・ごみの減量化やごみの分別に対する意識を高め、積極的に取り組みましょう。
- ・家庭から出るごみに关心を持ち、その削減と資源としての再利用に努めましょう。

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	一般廃棄物処理量	R1	1,124t	1,000t
2	ごみのリサイクル率	R1	16.8%	20.0%

施策 5-4 環境美化と環境衛生の推進

[目指す姿]

- 大潟村独自の田園風景や自然環境の保全に取り組むことにより、安全で快適な生活環境が守られ、自然と住空間との調和が図られています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 大潟村は、自然の豊かさだけでなく、景観の素晴らしさも誇れるものの 1 つであり、田園風景をはじめ、季節によって様々に彩られた街道や住宅地内のポプラや松などの防風林も村を象徴する景観として形成されています。一方で堤防沿いや幹線道路沿い等では長年にわたり常態化している不法投棄が大きな課題となっています。
- 大潟村の素晴らしい田園風景と自然環境を保つためには、引き続き一人ひとりが身の回りの自然、生活環境に関心を持ち、大潟村独自の田園風景や自然環境を保つための積極的な行動が求められます。
- 生活環境においては、公園広場等の環境を維持し、生活環境被害の防止、利便性向上に努める必要があります。
- 少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い、墓地公園における永代供養等を検討していく必要があります。

図表 八郎湖クリーンアップ参加者

単位：人

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
894	792	862	858	766

資料：生活環境課

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 5-4 環境美化と環境衛生の推進

5-4-1 : 不法投棄の未然防止対策の実施

5-4-2 : 景観保全活動の推進

5-4-3 : 衛生環境の維持

村の取り組み（主要施策）

5-4-1：不法投棄の未然防止対策の実施

- 不法投棄されやすい箇所に、啓発看板や監視カメラを設置するとともに、職員や環境監視員による巡回監視を実施し、予防に努めます。

5-4-2：景観保全活動の推進

- 村民によるクリーンアップ、職員や環境監視員による巡回回収、また、啓発看板や監視カメラの設置により、ごみのないきれいな景観が維持できるよう努めます。
- 並木修景木等景観作物の栽培により、村独自の美しい景観の形成維持に努めます。

5-4-3：衛生環境の維持

- ごみのないきれいな環境づくりを中心に、衛生的な環境の維持に努めるとともに、樹木剪定、管理委託、広報による啓発等により、公園内の衛生環境の維持に努めます。
- 松くい虫被害木の伐採・破碎処理を行うことで、被害拡大の防止及び防災林保護に努めます。
- 危険木や強風等により倒木した樹木の処理等、村内防災林の適切な維持管理を実施し、環境整備を図ります。

関連する事業

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・八郎湖クリーンアップ作戦事業 | ・松くい虫防除対策事業 |
| ・環境美化維持対策事業 | ・防災林地内整備事業 |
| ・景観木管理事業 | ・住区内等危険木伐採事業 |
| ・景観作物管理事業 | ・墓地公園維持管理事業 |
| ・花いっぱい運動事業 | ・南の池入植記念公園管理委託事業 |

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- | |
|---|
| ・不法投棄の根絶に向けて、地域で協力しましょう。 |
| ・地域の美化活動や緑化活動など、環境保全に関わる様々な活動に、積極的に参加しましょう。 |

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	八郎湖クリーンアップの参加者	R2	766人	800人
2	環境美化に取り組んでおり、生活環境に不快を感じることはないと感じる村民割合 (とてもそう思う・どちらかといえばそう思う割合)	R3	73.4%	80.0%

施策 5-5 八郎湖の水質改善

[目指す姿]

- 多様な主体とともに、八郎湖の水質改善に向けて取り組みが進んでいます。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 大潟村の農業生産・生活の源である八郎湖では、これまで県・村・地域が水田からの濁水流出口防止に取り組むなど、負荷削減が図られてきましたが、依然として八郎湖の水質は環境基準に達していないほか、天候の影響等によりアオコの被害が発生するなど、抜本的な改善には至っていない状況です。そのため、農業水利施設の更新と併せ、改善につながるよう、関係機関と連携しながら引き続き総合的な対策を実施していく必要があります。
- 八郎潟干拓地のように用排水を循環利用している閉鎖水系水田地帯では、水稻移植時の代かき水、中干し以降の落水に伴う懸濁物質や窒素、リン等の負荷により水質の悪化が問題となっています。八郎湖では汚濁負荷の4割強が農地由来とされ、さらに、その半数が大潟村からの流出水によるものとされています。このため、大潟村では無代かき移植栽培等の濁水流出口防止対策や施肥の効率化等により、環境負荷軽減に取り組んでいます。

図表 八郎湖 COD*

単位：kg/日

平成 12 年	平成 18 年	平成 24 年	平成 30 年
15,059	15,157	14,404	13,940

資料：秋田県生活環境部環境管理課 八郎湖環境対策室

* COD=Chemical Oxygen Demand :

化学的酸素要求量。水の汚濁物質を分解するのに必要な酸素の量であり、数値が高いほど水質が悪化していることを示します。

図表 無代かき栽培取り組み面積

単位：ha

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
307	150	291	350	412

資料：秋田県生活環境部環境管理課 八郎湖環境対策室

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 5-5 八郎湖の水質改善

5-5-1 : 八郎湖への水質負荷低減

5-5-2 : 八郎湖水質改善対策の検討

村の取り組み（主要施策）

5-5-1 : 八郎湖への水質負荷低減

- 無代かき栽培は、省力化と水田からの濁水排出を少なくするなど、水質負荷低減の効果がみられるため、引き続き農家の情報交換の場や勉強会などの機会を増やし、無代かき栽培の普及につなげていきます。

5-5-2 : 八郎湖水質改善対策の検討

- 県策定の「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」内の大潟村における流出水対策推進計画に基づき、関係機関と連携して水質改善対策事業を推進します。

関連する事業

- ・八郎湖水質改善対策事業
- ・農地水多面的機能支払交付金事業
- ・環境保全型農業直接支払交付金事業

- ・大潟村有機農業推進事業
- ・国営土地改良事業

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- ・無代かき栽培や無落水農法を進め濁り水の流出を抑制しましょう。
- ・多面的機能支払交付金等、住民主体の水質保全活動に参加協力しましょう。

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	無代かき栽培面積	R2	418ha	500ha
2	無落水移植栽培面積	R2	180ha	2,600ha

基本目標6 災害に強く、安全で安心して暮らす村

施策6-1 災害に備えた村づくり

[目指す姿]

- 大規模災害に備えて、村民の自助、地域の共助、行政による公助の協働による災害に強い、強靭な村づくりが進んでいます。
- 消防団の機能強化、団員確保が図られ、活気あふれた消防団となっています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 災害対策は、いざというときに機能することが大前提であるため、老朽施設の計画的な更新、機器故障への迅速な対応、日頃の定期的な点検、災害対応の体制づくりを進める必要があります。また、防災力強化のため、防災設備等の機能や計画の内容等について随時見直し、大規模な自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「強靭な地域」をつくりあげる取り組みをソフト、ハードの両面から推進していく必要があります。
- 災害時においては、自身や地域による防災力の強化が不可欠であり、より多くの村民への防災訓練参加の呼びかけや訓練内容の工夫など、これまでの取り組みを一層進めることで、防災意識の醸成、自主防災組織等の育成につなげていくことが求められます。また、高齢者や障がい者、妊産婦といった災害時の避難に支援が必要となる要配慮者（避難行動要支援者）への取り組みが必要となります。
- 消防団については、平成29年の機能別消防団の導入により、機能強化が図られましたが、引き続き担い手不足が課題になっているため、団員確保と活動の充実を図ります。

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策6-1 災害に備えた村づくり

6-1-1：防災基盤の整備

6-1-2：地域防災力の強化

6-1-3：消防団活動の充実

村の取り組み（主要施策）

6-1-1：防災基盤の整備

- 防災行政無線や消防施設等のハード面の強化や防災計画の改定によるソフト面の強化を行い、いざというときに対応できるよう、災害体制づくりを行います。
- 災害時に素早く安全に避難できるよう、災害の種類に応じた避難所及び避難場所等の周知を図るとともに、避難所における感染症予防対策として、適切な収容定員の設定や感染予防に必要な資器材の確保等に努めます。

6-1-2：地域防災力の強化

- 毎年、村民参加型の防災訓練において放水訓練や初期消火訓練等、実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に努めます。
- 地域が一体となって防災対策に取り組めるよう、自主防災組織の育成を図ります。

6-1-3：消防団活動の充実

- 男鹿地区消防署大潟分署との合同訓練の実施等により、災害時に適正な判断ができるよう、連携動態の向上に努めます。

関連する事業

- | | |
|----------------------|------------|
| ・防災基盤整備事業 | ・消火栓設備更新事業 |
| ・防災行政無線戸別受信機アンテナ設置事業 | ・防災訓練事業 |

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- | |
|--|
| ・自然災害の発生に備え、防災用品の備蓄や防災訓練、地域ぐるみで行う防災活動に積極的に参加しましょう。 |
| ・いざというときに支え合えるよう、普段から地域との関わりを持ち、地域防災力を高めましょう。 |
| ・消防団の活動を理解し、積極的に入団、協力しましょう。 |

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	防災訓練への参加人数	R2	100人	200人
2	消防団員数	R2	57人	65人
3	災害時に備えた安全安心な村づくりが進んでいると感じる村民割合 (とてもそう思う・どちらかといえばそう思う割合)	R3	59.5%	75.0%

施策 6-2 安全・安心な暮らしの確保

[目指す姿]

- 防犯活動、交通安全活動により、犯罪や交通事故に巻き込まれない、安全・安心な村づくりが進んでいます。
- 消費者被害防止のための啓発や相談を通じて、被害の未然防止、救済につながっています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 防犯・交通安全対策は、日々の暮らしの安全を確保するうえで欠かせない取り組みであり、誰もが安心して暮らせる村づくりに向けて、警察や行政をはじめ、家庭、学校、事業者等、地域が一体となって取り組む必要があります。
- 交通安全活動においては、令和 2 年度の村内飲酒運転違反件数はゼロ件であり、令和 3 年 2 月 5 日をもって交通死亡事故ゼロ 1,500 日を達成するなど、交通ルールを遵守する意識が浸透していますが、引き続き交通ルール遵守と交通マナーの周知を呼びかけ、交通安全意識の高揚を図る必要があります。
- 近年では、全国で高齢者ドライバーによる交通事故も多くなっていることから、歩行者、運転者の両面から策を講じるなど、交通安全対策のさらなる推進と交通安全意識の高揚が求められます。
- 防犯対策では、令和元年度から 5 年度まで計 10 台の防犯カメラを設置することとしており、関係機関・団体と協議し、設置場所を選定しています。
- 消費者被害への対応については、相談体制強化のため、幅広く情報収集するとともに、研修事業を継続して進める必要があります。

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 6-2 安全・安心な暮らしの確保

6-2-1 : 交通安全対策の推進

6-2-2 : 防犯対策の推進

6-2-3 : 消費者被害の防止

村の取り組み（主要施策）

6-2-1：交通安全対策の推進

- 交通事故防止のため、引き続き各季交通安全運動を実施し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、必要に応じて秋田県公安委員会に横断歩道の設置や標識の修理等が必要と考えられる箇所の安全対策について要望していきます。
- 高齢者が運転免許証を自主返納しても移動に困らないよう、交通安全への啓発と併せて、公共交通による移動手段や交通機関利用時の支援に係る各種の情報を発信します。

6-2-2：防犯対策の推進

- 犯罪の速やかな認知など、防犯体制の強化を目的として、村内に防犯カメラを設置し、安全で安心な地域づくりを推進します。

6-2-3：消費者被害の防止

- 消費者被害の防止に関するリーフレットを配布し、消費者トラブルの未然防止に努めます。また、消費者行政に関する研修に参加し、消費者からの相談体制強化と、消費者行政の充実を図ります。

関連する事業

・交通安全・防犯対策事業

・消費者行政推進事業

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- ・各季交通安全運動期間のみならず、常に交通ルールを遵守しましょう。
- ・防犯対策の推進として村内に防犯カメラを設置していますが、各家庭においても戸締まりを強化する等、自己防衛の強化に努めましょう。

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	年間飲酒運転件数	R2	0 件	0 件
2	年間交通死亡事故件数	R2	0 件	0 件
3	防犯カメラ設置箇所数	R2	4 箇所	10 箇所
4	地域の治安は良く、犯罪や交通事故が少ないと感じる村民割合 (とてもそう思う・どちらかといえばそう思う割合)	R3	88.5%	95.0%

施策 6-3 住民生活を支えるインフラ整備

[目指す姿]

- 財政負担を考慮しながら、公共サービスに必要な公共施設が適正に管理されています。
- 道路や上下水道施設の適正な管理・更新により、安全・安心な暮らしが確保されています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 大潟村は創立とともに多くの公共施設やインフラが整備されました。そのため、現在では多くの施設が建設から30年以上経過し、同時期に更新や改修に係る財政需要が高まることが見込まれます。また、年代構成や生活様式が大きく変化していく中で、公共施設の利用状況やニーズも建設当時とは異なるものとなっています。
- さらに、人口減少や少子高齢化が進む中で、行政サービスのニーズは多様化し、財政負担も増加していくことから、施設の更新や大規模改修に係る財源の確保は困難な状況にあります。そのため、予防保全的な維持管理によるトータルコストの削減と計画的な更新、統廃合、長寿命化により財政負担の軽減と平準化を図り、公共施設を適正に管理していくことが求められます。

図表 有形固定資産減価償却率

単位：%

平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 H30 年	令和元年
49.2	51.8	54.4	55.9	57.7

資料：令和元年度財政状況資料集

図表 維持補修費

単位：千円

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
66,157	57,551	44,274	56,941	40,806

資料：決算統計

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 6-3 住民生活を支えるインフラ整備

- 6-3-1 : 道路施設等の適正な維持管理
- 6-3-2 : 上下水道施設の計画的更新
- 6-3-3 : 公共施設の適正な管理
- 6-3-4 : 新たな水源の確保
- 6-3-5 : 堤防の適正管理

村の取り組み（主要施策）

6-3-1 : 道路施設等の適正な維持管理

- これまでに実施した傷みの激しい道路の調査結果や橋梁点検結果をもとに、補修等を計画的に実施するとともに、村道、橋梁の修繕を交付金、補助金を活用し、長寿命化を図るなど、計画的に行することで財政負担の軽減、トータルコストの縮減を図ります。

6-3-2 : 上下水道施設の計画的更新

- 上水道については、予防保全的な維持管理を行い、トータルコストの縮減に努めます。また、県が主導で行っている水道広域化推進事業への参加を検討するなど、新たな維持管理費の縮減方法を模索していきます。
- 令和4年度に下水道の新たなストックマネジメント計画を策定し、国庫補助事業を活用して計画的な更新を行います。

6-3-3 : 公共施設の適正な管理

- 公共施設等総合管理計画に基づき、適切な維持管理によるトータルコストの縮減を図ります。また、施設の計画的な更新、統廃合、長寿命化を検討し、財政負担の平準化を図ります。
- 村の財政負担を勘案し、補助事業等を活用し、道路や下水道といった生活に欠かせないインフラを老朽化の度合いが高いものから更新します。

6-3-4 : 新たな水源の確保

- 水道水の安定供給のための新たな集水設備を確保するとともに、その設置については、既存の集水設備に接続して使えるようにすることで、維持管理費と建設費用を抑え、集水施設全体に係るトータルコストを縮減し、財政負担の軽減を図ります。

6-3-5：堤防の適正管理

- 村の生命線である堤防は建設から半世紀が過ぎ、堤防機能の低下が懸念されています。堤防の管理は秋田県のため、適正な堤防維持管理に向けて、必要に応じて要望活動を行うとともに、県から村民への説明の機会を設けます。

関連する事業

- | | |
|------------------|----------------|
| ・一級幹線排水路沿線ほか改修事業 | ・大潟村公共下水管渠改築事業 |
| ・橋梁補修事業 | ・水源増補改良事業 |
| ・道路側溝高圧洗浄事業 | |

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- | |
|---------------------------------------|
| ・施設の適切な利用を心がけ、将来の利用のあり方をともに考えていきましょう。 |
| ・効率的な施設の管理運営に努めましょう。 |

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	(公共施設の)維持補修費	R2	40,806千円	40,000千円

施策 6-4 ICT を活用した情報配信の促進

[目指す姿]

- 広報媒体を効果的に活用することで、村民に伝えたい内容が多くの人の目にとまり、必要とする情報をいつでも簡単に受け取ることができます。
- 災害・防犯情報に加え、イベント・行政情報等の生活情報が、村民に適切に届くことで、安全・安心な暮らしが守られています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- デジタル化の推進は、新型コロナウイルスの影響により重要性、緊急性が増しています。デジタル化への対応は、利便性だけでなく、災害対応、健康管理等の安全で安心な暮らしにも重要となっています。そのため、サポート体制の充実を図り、すべての村民がデジタル化の恩恵を受け、利便性と安全性、快適性のある暮らしの実現を目指します。
- ホームページについては、端末によっては閲覧不可となる問題をサーバ切替により解決したものの、サイト自体は設置後12年を経過し、情報整理・スマートフォン対応を含めたリニューアルが必要な状況です。
- 戸別受信機の交換やアンテナの設置を実施しているところですが、機器の導入から年数が経過するとともに、機器の不調を訴える件数の増加が予想されます。

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 6-4 ICT を活用した情報配信の促進

6-4-1 : 多様な情報通信手段の活用やネットワークの構築

6-4-2 : ホームページの内容充実とタイムリーな情報更新

村の取り組み（主要施策）

6-4-1：多様な情報通信手段の活用やネットワークの構築

- ホームページや防災行政無線、メール配信、SNS等を活用し、正確かつ迅速に情報を提供できる体制を構築します。

6-4-2：ホームページの内容充実とタイムリーな情報更新

- 利用者が必要なときに知りたい情報を簡単に取得することができ、多様な端末に対応できるよう、ホームページのリニューアルを検討します。
- 職員の誰もがタイムリーに情報を発信できるよう、専門的な知識を要しない更新方法の導入やマニュアルの整備を行います。

関連する事業

- ・大潟村公式ホームページリニューアル事業

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- ・広報紙やホームページなどを通じて、村の情報についての理解を深め、積極的に情報を収集、活用しましょう。

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	広報・広聴に満足している村民の割合 (満足している・比較的満足している割合)	R3	28.4%	38.4%

施策 6-5 地域のニーズに即した公共交通の確立

[目指す姿]

- 地域づくりと一体化した持続可能な地域公共交通を構築し、円滑に移動できる手段が確保されています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 令和元年10月より、南秋地域公共交通活性化協議会（構成：五城目町・八郎潟町・大潟村）を事業主体とした南秋地域広域マイタウンバスの運行を開始しました。広域化に伴い、既存の通学・通院の路線の保持だけではなく、五城目バスターミナルや商業施設等へ延伸し、利用者の利便性が向上しました。今後も、地域内外の交流の活性化を促すため、南秋地域広域マイタウンバスの運行保持と利便性向上を図る必要があります。
- 村の広域マイタウンバス利用者の約8割は通学利用の高校生となっておりますが、生徒数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響による利用控え等により、利用者数は減少しています。公共交通の維持のため、地域内における新たな利用者の掘り起こしや、観光客等の地域外利用を拡大する取り組みを強化していくことが求められます。

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 6-5 地域のニーズに即した公共交通の確立

6-5-1 : 公共交通システムの構築推進

6-5-2 : 利用者の利便性確保

6-5-3 : 公共交通の利用促進

村の取り組み（主要施策）

6-5-1：公共交通システムの構築推進

- 南秋地域広域マイタウンバスの運行を維持し、地域住民や観光客等の移動手段を確保します。

6-5-2：利用者の利便性確保

- 効率的かつ利便性の高い地域公共交通の実現を目指し、地域のニーズに応じ、運行ダイヤやルートの見直しを行います。
- 広域化により運賃が大幅に上昇したため、村民を対象とした運賃助成事業を行い、利用者の負担軽減に努めます。

6-5-3：公共交通の利用促進

- 村民を対象とした運賃助成事業を継続し、利用者の増進を図ります。また、無料乗車イベントの開催や活用事例の発信による新規利用者の掘り起こしを行います。

関連する事業

- ・マイタウンバス運行事業

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- ・自動車に依存した移動方法を見直すなど、公共交通の重要性を理解し、積極的に利用しましょう。
- ・バス移動の目的地として、施設利用者の呼び込みや公共交通の積極的な活用を検討しましょう。

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	広域マイタウンバス利用者数（広域マイタウンバス輸送人員）	R2	75,877人	127,000人
2	大潟村民バス乗車券利用者数	R2	12,108人	30,000人
3	日常生活での外出や移動に支障はない村民割合 (とてもそう思う・どちらかといえばそう思う割合)	R3	68.9%	75.0%

基本目標7 村民と行政が協働で、将来を見据えた 村づくりと行財政改革を推進する村

施策7-1 協働意識の醸成と住民参加の機会充実

[目指す姿]

- 村民自らが地域の課題解決に向けて積極的に取り組む協働の村づくりが行われています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 人口減少や生活様式の多様化が進む中で、これから村づくりでは、行政がすべてを担うのではなく、村民、地域、事業者なども参画し、自ら住みやすい地域づくりとともに考え、村民と行政が一体となって参画する協働の村づくりが重要となります。
- 協働の村づくりを推進するにあたっては、村民、ボランティア団体など、多様な主体が参画し、行政と協働して課題に取り組んでいく必要があります。担い手となる団体等の活性化に向けた取り組みが求められます。
- 職員と村民との協働による取り組みを継続的に推進していくためには、村政への村民の参加機会を増やし、各種政策策定において、ワークショップやパブリック・コメント制度を活用するなど、村民の意見の反映に努めていく必要があります。
- 「大潟村総合村づくり計画」については、アンケート調査結果から、「計画があることは知っているが、内容はわからない」が44.4%を占めるなど、計画への認知度が低いため、積極的に周知を図る必要があります。

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策7-1 協働意識の醸成と住民参加の機会充実

7-1-1：総合村づくり計画の推進

7-1-2：協働意識の醸成に向けた啓発活動と実践事業の推進

村の取り組み（主要施策）

7-1-1：総合村づくり計画の推進

- 村の目指すべき将来像を共有し、各施策が直面する課題を全序的に共有することで、施策間の整合を図りつつ、総合的に政策を推進していきます。
- 大潟村コミュニティ創生戦略との整合を図りながら、人口減少対策、地域活性化に取り組むほか、関係人口の拡大に努め、移住定住促進につなげます。

7-1-2：協働意識の醸成に向けた啓発活動と実践事業の推進

- パブリック・コメント制度や審議会等における委員公募制度により、各種行政計画等に村民の意見や提言を反映させ、村民と行政の協働の村づくりを推進します。
- 行政や地域活動等への参画・参加を推進し、事業参加型の村づくりを進めています。

関連する事業

- ・第2期大潟村総合村づくり計画後期計画の推進
- ・西5丁目有効活用推進事業

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- ・村民一人ひとりが村づくりの主役であるという意識を持ちましょう。
- ・地域の主体的な活動に積極的に参加しましょう。
- ・行政、地域、事業所が連携を図りながら、村づくりを推進しましょう。

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	公募委員への応募人数（累計）	—	—	40人
2	村役場や村政を感じる村民割合 (とてもそう思う・どちらかといえばそう思う割合)	R3	60.8%	80.0%
3	自身は村づくりを担う一員感じる村民割合 (とてもそう思う・どちらかといえばそう思う割合)	R3	43.2%	60.0%

施策 7-2 職員の能力向上・部署間の連携

[目指す姿]

- 地域課題等に的確に対応し、村の実情に応じた柔軟な住民サービスを提供できる、高い職務遂行能力及び政策形成能力を持つ職員が育成され、行政運営が維持されています。
- 情報通信技術（ICT）を活用することで、多様化する行政需要に対応する組織の効率化が図られています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 行財政運営の担い手である職員には、限られた人員で効率的なサービスを支える行政の専門家として、幅広い視野や専門的なスキルを備え、また、コスト意識と村民意識や地域課題等に的確に対応し、使命感を持って業務を遂行することが期待されています。
- 村民の意見を反映させた政策立案や業務改善力を持ち、限られた予算内で行財政を運営できる人材育成に努めるとともに、その仕組みづくりを行います。そのため、柔軟な人材育成制度の確立と人事評価の適切な運用に努める必要があります。

図表 研修参加人数

単位：人

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
61	48	69	66	91

資料：総務企画課

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 7-2 職員の能力向上・部署間の連携

- 7-2-1 : 多様な職員研修の実施
- 7-2-2 : 人事評価制度の適正な運用方法の検討
- 7-2-3 : 適正な人員配置と事務配分
- 7-2-4 : 職員の自主性を高める仕組みづくり
- 7-2-5 : 横断的職員プロジェクトチームの活用
- 7-2-6 : 行政委員研修の実施

村の取り組み（主要施策）

7-2-1：多様な職員研修の実施

- 基礎的な職務能力の向上と高い専門性を備えた職員の養成、また、組織としての人材育成能力の向上を図るため、秋田県自治研修所等が主催する各種研修会や村が行う職員研修への積極的な参加を促し、職員の能力向上に努めます。
- 効率的かつ研修機会の拡充を図るため、e ラーニングやオンライン研修を推奨します。
- 特別職についても多様な研修を通じて知見を深め、村づくり、行政運営に活かします。

7-2-2：人事評価制度の適正な運用方法の検討

- 職員が達成した成果や発揮した能力を公正かつ客観的に評価する人事評価制度の適正な運用について検討し、職員の意欲及び業績、組織力の向上につなげます。

7-2-3：適正な人員配置と事務配分

- 地方公務員法の一部改正による職員定年延長も考慮した定員適正化計画を策定し、適正な人員配置を行います。

7-2-4：職員の自主性を高める仕組みづくり

- 職員の主体的な職務遂行や、組織全体の士気高揚のため、職員の能力や業績を人事評価に適正に反映させます。
- 職員の自主研修を支援し、様々な政策や課題に対応できる能力の養成に努めます。
- 職員が意欲的・自主的に快適に働くことができるよう、年次有給休暇の計画的取得を推進することや、職員健診やストレスチェックを実施し、心身の健康づくりに努めます。また、職員が多様な働き方を選択できるよう体制づくりに努めます。

7-2-5：横断的職員プロジェクトチームの活用

- 各種計画策定等のみならず、横断的に所属間での協力や合意形成が図られ、必要な事業等に、柔軟にプロジェクトチームを設立できるよう、普段から所属間のコミュニケーションや連携を図っていきます。

7-2-6：行政委員研修の実施

- 村づくりに携わる行政委員の資質向上のため、先進的事例を学ぶ研修を継続して実施します。

関連する事業

- ・職員研修
- ・税務実務研修
- ・人事評価制度の適正運用
- ・定員適正化計画の推進

- ・職員福祉厚生事業
- ・教育委員研修
- ・農業委員の視察研修

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- ・農業研修等の職員受入れについて理解し、協力しましょう。
- ・村の財政状況や行政運営について関心を持ちましょう。

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	研修への参加率（1人1研修）	R2	80.0%	100.0%

施策 7-3 将来を見据えた行財政改革

[目指す姿]

- 地域課題や社会情勢に応じた行財政改革を行い、収支のバランスがとれた、持続可能な行財政運営に取り組んでいます。
- 民間にできることは民間に任せることにより、行政運営のスリム化につながっています。
- 広域行政によって共同処理が行われ、経費削減が図られています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- これからの中核市行政は、国や県が定めた事業を行うだけではなく、自らの責任と判断で施策を実行する必要があります。そのため、自主・自立による行財政運営が求められ、多様な人材の育成や組織体制の再編整備等、人材・組織両面にわたる行政能力の向上と、健全な財政運営による強固な財政基盤が必要となっています。
- 地方財政を取り巻く状況は依然として厳しい状況であり、引き続き事業の整理・合理化や行政経費の削減等を行っていく必要があります。
- 行政スリム化のため、職員数の削減等が求められる中、情報通信技術(ICT)を活用するなど、行政手続きの簡素化・効率化及びセキュリティ面の向上に取り組む必要があります。
- 村民の暮らしや社会経済活動を支える、道路・水道・河川・公園等の社会資本の老朽化が将来の行財政運営に深刻な影響を及ぼすことが考えられ、計画的な維持管理を推進する必要があり、今後は、効率的な社会資本の整備により効果の最大化を目指すとともに、既存施設の有効活用を検討する必要があります。
- 財政においては、労働力人口の減少や経済規模の縮小、社会保障費の増大等、社会経済、ひいては地方財政に大きな影響を及ぼすことが予想されています。そのため、税収増につながる地元産業の振興策の展開や、村のPR効果によるふるさと納税のさらなる推進を図り、収入及び安定財源の確保が求められます。

図表 確定申告電子送信（e-Tax）利用率

単位：%

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
※(0.3)	※(0.2)	16.1	15.9	47.4

資料：税務会計課（※H28.29 修正申告分のみ）

図表 実質公債費比率

単位：%

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
6.5	8.0	8.5	8.2	8.6

資料：総務企画課

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 7-3 将来を見据えた行財政改革

- 7-3-1 : 行財政改革の推進
- 7-3-2 : 補助事業の活用、ふるさと納税の推進
- 7-3-3 : 民間活力の活用
- 7-3-4 : 広域行政の推進
- 7-3-5 : 村有財産の有効活用と県未利用地利用の検討
- 7-3-6 : 行政保有情報資産の適正な管理
- 7-3-7 : 健全財政の確立

村の取り組み（主要施策）

7-3-1 : 行財政改革の推進

- 総合村づくり計画や行財政改革大綱の実施状況を検証・評価し、着実な推進に努めます。
- 当初予算編成時には政策事業調書等を活用し、事業成果や課題を整理し、一層の事業の効率化、合理化を推進します。
- 情報通信技術 (ICT) を活用し、行政手続きの簡素化や内部行政事務の効率化を推進します。

7-3-2 : 補助事業の活用、ふるさと納税の推進

- 補助事業制度を活用し、財政負担の軽減を図ります。国や県の動向を注視し、積極的な情報収集に努めるとともに、各課、関係団体へ情報提供を行い、活用促進を図ります。
- ふるさと納税については、より効果的な周知と寄附しやすい環境づくりに努め、制度の普及促進、納税額の増加を目指します。

7-3-3 : 民間活力の活用

- 公共施設等の適切な管理運営や村有財産の有効活用を図るため、指定管理者制度や業務委託等による民間活力の導入を引き続き推進します。
- 公益性や公平性を保ちつつ、民間のノウハウを活用したより効果的、効率的な施設の整備・運営を実現するために、行政自らが運営する必要性が薄れたものについては、民間への移譲や施設整備を行う際の民間活力の導入等について、検討を進めます。

7-3-4：広域行政の推進

- 広域的な生活課題に対応するため、町村電算共同システムの導入による業務効率化とコスト削減をはじめ、県内、近隣市町等との連携、協力のもと、機能分担や共同処理、業務の性質や状況に応じた連携方法を検討し、効率的な行政運営を推進します。
- デジタル化による人や暮らしをよりよくする取り組み（自治体 DX）の推進に向けた情報共有し、効果的な取り組みについて検討します。
- 地域情勢や生活基盤の変化を見据え、医療、福祉施設等の社会基盤の維持・充実を図るとともに、災害等に対応した安全・安心の確保のため、引き続き周辺自治体等との連携を図ります。

7-3-5：村有財産の有効活用と県未利用地利用の検討

- 公共施設について、利用状況や必要性を勘案し、それぞれの施設の状況に応じて、更新や長寿命化のほか、統廃合や除却を検討し、効率的な管理を実施します。老朽化が進んでいる建物について、引き続き利用する施設については、長寿命化改修や建替え、近隣施設への移転（統合）を検討し、それ以外については、計画的な解体を実施します。
- 旧保育園跡地については、屋外遊び場を整備し、子どもから高齢者まで幅広い世代の交流の場、健康づくりの場として維持管理の効率化、機能向上を図ります。
- 未利用地の有効活用についても、引き続き検討を進めます。

7-3-6：行政保有情報資産の適正な管理

- 個人情報等の情報資産については、引き続き情報漏洩の防止に努めるとともに、職員のコンプライアンス、情報セキュリティ対策研修を実施します。
- 村が保有する統計データのうち、公開可能のものについてはオープンデータとして HP 等で公表し、官民協働の取り組みや地域課題の解決に役立てられるよう努めます。

7-3-7：健全財政の確立

- 財政指標を注視しながら、長期的な視点で財政推計を行うとともに、村民ニーズに適応できる効果的かつ効率的な財政運営に努めます。
- 税の公正公平な課税及び徴収に努めます。口座振替、コンビニ収納、電子マネー決済等公金収納の多様化に対応し、自主財源の確保に努めます。

関連する事業

- | | |
|----------------|---------------------|
| ・連結財務四表作成事業 | ・子どもの遊び場創生事業 |
| ・行財政改革大綱 | ・旧農業研修センター跡地等利活用の検討 |
| ・ふるさと応援寄附推進事業 | ・確定申告相談受付事業 |
| ・企業版ふるさと納税推進事業 | ・納税相談 |
| ・マイタウンバス運行事業 | ・役場庁舎・議会棟整備事業 |

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- ・村の財政状況や行政運営について関心を持ちましょう。
- ・より良いサービスの提供、事業の効率化につながる民間活力の導入についてともに考えていきましょう。
- ・広域化のメリットが発揮できるよう、近隣市町で協力して取り組みましょう。
- ・申告期間内に申告をし、納期限内に納税し、滞納しないよう努めましょう。

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	実質公債費比率	R2	8.6%	現状値以下
2	税収納率（一般会計現年度）	R2	99.6%	99.8%

施策 7-4 行政と地域をつなぐ広報・広聴の強化

[目指す姿]

- 紙媒体の広報誌に加え電子媒体での閲覧もしやすく、村民へ情報が届きやすい広報となっています。
- 広聴の場が、村民の声を村づくりに取り入れる機会として活かされています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 村づくり懇談会は、新型コロナウイルスの影響で令和 2 年度の昼食懇談を中止しましたが、懇談会自体は感染対策を行いながら実施しています。一日行政体験については複数回の参加となる人が目立ち、より多くの人に体験してもらう必要があります。
- 広報誌は継続して発行していますが、スマートフォン等で閲覧しやすいよう、提供方法を検討する必要があります。
- 感染症や災害等、緊急的な情報を村民に効率的、効果的に発信する方法として、大潟村公式ブログ、ツイッター、インスタグラム等の SNS へ積極的に情報を掲載し、それら広報媒体を連携活用させることで、村民がいつ、どこにいても、知りたい情報を得ることができるように、広報媒体の充実と連携を図る環境を整備する必要があります。

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 7-4 行政と地域をつなぐ広報・広聴の強化

7-4-1 : 広報誌の充実

7-4-2 : 広報媒体の多様化

7-4-3 : 広聴事業の充実

村の取り組み（主要施策）

7-4-1：広報誌の充実

- 毎月第1金曜日に広報おおがたを発行し、村民の目線に立った情報発信に努めます。

7-4-2：広報媒体の多様化

- 公式ホームページについては、スマートフォンで閲覧できるよう改修するほか、大潟村公式ブログ、ツイッター、インスタグラム等、SNSとの連携を図ります。
- 村民に必要な情報が伝わるよう、情報の内容や伝える対象に応じて、パンフレット冊子類、ウェブサイト、SNS等、効果的な媒体を選択することで、情報発信力を強め、村の旬な情報や政策をわかりやすく発信します。
- 行政情報、観光、移住・定住情報等、広報内容やテーマに応じて、各種広報媒体の連携、媒体に応じた情報の棲み分けを行い、効果的な情報発信に努めます。

7-4-3：広聴事業の充実

- 每年11月下旬に、村内団体・住区の参加者に一日行政体験を実施し、行政の仕事を体験する場を設けるほか、同日に村づくり懇談会を開催し、村当局から説明を行うなど、懇談・意見交換を行うことで、村民の声を施策に活かします。

関連する事業

・広報広聴・情報発信事業

・一日行政体験、村づくり懇談会

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- ・村が策定する様々な計画や指針などに関心を持ち、行政体験、村づくり懇談会へ積極的に参加しましょう。
- ・村づくり懇談会では積極的に意見を出し、村の取り組みや村づくりへ関わりましょう。

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	一日行政体験・村づくり懇談会への参加人数	R3	18人	24人

施策 7-5 人権意識の醸成

[目指す姿]

- 村民一人ひとりが尊重され、誰もが年齢や差別、障がいの有無に関わらず、個性と能力を發揮し、積極的に社会参画できる社会が実現されています。
- 互いを尊重し合う人権意識が醸成され、あらゆる差別や偏見、虐待などのない、思いやりの心が育まれています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 人権意識の醸成については、学校と連携して児童・生徒に対する人権啓発活動を行っています。今後は、地域住民に対する人権尊重の重要性及び必要性について理解を深めてもらう活動が重要となります。
- 大潟村男女共同参画社会行動計画について、自治体をはじめとする村民団体と協働で推進していく必要があります。また、庁内にあたっても横断的な取り組みが必要です。
- 引き続き要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議及び高齢者ケース検討会を実施し、関係機関と情報共有することで、支援が必要な村民等の把握に努める必要があります。

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 7-5 人権意識の醸成

7-5-1 : 人権啓発活動の実施

7-5-2 : 男女共同参画社会の推進

7-5-3 : 児童・高齢者虐待、DV 等の防止と相談事業の充実

7-5-4 : 広報や啓発活動の定期的な実施

村の取り組み（主要施策）

7-5-1：人権啓発活動の実施

- 特設人権相談所による相談や小学校による人権の花運動の実施を通じて、人権尊重思想の普及を図ります。

7-5-2：男女共同参画社会の推進

- 性差による社会や家庭での役割分担意識を改め、一人ひとりの個性を發揮させることにより、いきいきした村づくりを推進します。

7-5-3：児童・高齢者虐待、DV等の防止と相談事業の充実

- 要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議を開催し、未然防止、早期解決に向けて関係機関で情報を共有します。また、高齢者についてもケース検討会を開催し、情報の共有を行います。

7-5-4：広報や啓発活動の定期的な実施

- 定期的に広報に掲載することにより、人権意識の醸成を図ります。

関連する事業

・男女共同参画推進事業

・人権の花事業

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- ・人権について理解を深め、人権を尊重しましょう。
- ・互いの持つ価値観の違いや、多様性を認め合いましょう。
- ・啓発講座等に積極的に参加し、男女共同参画意識の醸成に努めましょう。
- ・家族がお互いに協力し、家事、子育て、介護等を行いましょう。
- ・事業所では、性別にとらわれない職場や仕事と生活が調和できる労働条件の整備、様々な場面で活躍できる環境づくりに努めましょう。

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	「男女共同参画社会」の実現状況について大いに実現されている・概ね実現されると答えた割合	R1	27.3%	50.0%
2	自身の人権が守られていると感じる村民割合 (とてもそう思う・どちらかといえばそう思う割合)	R3	77.4%	87.4%

施策 7-6 高等教育機関、研究機関との連携による地域課題解決

[目指す姿]

- 個々の大学の個性と特性を活かし、連携した村づくりが行われます。
- 秋田県立大学や国際教養大学、東京農業大学をはじめとする高等教育機関、研究機関の知見や技術が、地域課題の解決、発展につながる機会として活かされています。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

- 秋田県立大学と「大潟村と秋田県立大学との連携協力協定」に基づき、農業はじめ福祉・環境・教育等、様々な分野において連携し、事業を進めてきました。現在は、国際教養大学や東京農業大学とも協定を締結し様々な連携活動を行っているところです。今後は、これらのほかにも、地域の課題に目を向けて教育・研究・社会貢献を進める大学や企業との連携を図りながら、地域の課題解決に向けた取り組みを進めています。
- 村民と地元の秋田県立大学の学生に様々な場面で村づくりに参画してもらえるような取り組みが必要です。また、学生・村民とも交流の自発的な動きがないため、交流の場づくりが必要です。

施策での取り組み

[施策の構成と展開]

施策 7-6 高等教育機関、研究機関との連携による地域課題解決

7-6-1 : 協定に基づく連携強化
7-6-2 : 県立大学の活動支援
7-6-3 : 村民と学生の交流促進

村の取り組み（主要施策）

7-6-1：協定に基づく連携強化

- 地域の課題に目を向けて教育・研究・社会貢献を進める大学や企業との連携を図りながら、地域の課題解決に向けた取り組みを進めます。

7-6-2：県立大学の活動支援

- 学生寮で生活する学生は村の地域活性化に寄与するとても貴重な存在です。学生が寮で生活しやすい環境をつくり、活動に対する支援を行います。

7-6-3：村民と学生の交流促進

- 学生が自治会活動や地域行事、お祭り等に参加してもらえるような仕組みづくりを検討し、学生と住民協働の村づくりを進めます。

関連する事業

- ・東京農業大学との包括連携協定事業
- ・秋田県立大学「清新寮」支援事業
- ・民産学官連携による農業振興推進事業

村民・地域・事業者に期待する役割（わたしたちができること）

- ・地域の課題に关心を持ち、まず地域で話し合い、解決するように努めましょう。
- ・高等教育機関、研究機関の知見や技術を活用し、地域課題の解決についてともに考えていきましょう。

数値目標

No	指標名	現状値 年度	現状値	目標値 (令和7年度)
1	連携による実践事業数（累計）	R3	12 事業	12 事業
2	村政への学生参画数	—	—	30 人